

りますか。

○政府委員(中村泰三君) 政府が御提案をしました段階での政府の方針といたしましては、いわゆる少額公債の非課税制度、特別マル優と言つておりますが、その特別マル優が廃止をされるということが決定されたために、その実施期を同じくいたしまして郵便局の国債等の販売をいたしました。いということでお提案をいたしたわけあります。が、今後租税特別措置法がどのようになるかについては、税制協議機関における全般の税制のあり方に関連するところでございました。将来の問題じやなくて、こつちはすぐ実施するでしょ、売り始めるでしょ。となるかということは、現在の時点ではちょっとお答えしかねるところでございます。

○小川仁一君 将来の問題じやなくて、こつちはすぐ実施するでしょ、売り始めるでしょ。すると、非課税制度全般の問題が解決しない間売らないというわけじやないから、結局売るときは、これから売りに出すときはやっぱりどうしても税金のかかったものを売らなきやならないといふ、同じ商品並べておいてこつちは税金かかります、こつちは税金かかりません、こういうのを売りに出すと私はしばらくの間大変苦労なさると思うんですね。

○政府委員(中村泰三君) 假定の話でございますけれども、民間の金融機関等にいわゆる特別マル優の適用があり、それから郵便局の販売する国債等については商品にアンバランスが生ずるという意味でなかなか難しい面もございます。そういう情勢でありますれば、やはり販売方法等につきましては商品にアンバランスがないといふふうに考えております。

○小川仁一君 私は当分売れないと思うんですよ。同じものを買ったって、とにかく税金がついたのとつかないのとあるんだから。もし売れないか

つたらその間どうするんです。

○政府委員(中村泰三君) 募集の取り扱いをいたしました、その募残が出る、完売できないというのにつきましては、金融自由化対策資金をもつて郵政省が買い取るということになつております。

○小川仁一君 それで、これは局やその他へ割りつけといいますか、あるいは一定予定額といいますか、ノルマみたいなものを課すという状況で売りに出るわけですか。

○政府委員(中村泰三君) 募集に満たないものというものは、郵政省のいわゆる金融自由化対策資金をもしまして、運用対象として買取るわけでありますから、それをまたノルマを課して売りに出すといったことはございません。

○小川仁一君 郵貯でも簡保でもかなり局や職員にノルマを課しているという実態は御存じですね。

○政府委員(中村泰三君) 私どもノルマを課すという意識じやございませんが、やはり販売目標額というようなものをいろいろな指標から決めまして、そういうものをそれぞれの職員の自主的な努力によりまして販売をしていくという方法をとっているところでございます。

○小川仁一君 その販売目標額、我々は普通ノルマと言っておりますが、これが実施できなかつた職員や何かについて配転とかあるいは指導と称して不利益な扱いをするという状況があるや聞いておりますが、そういう状況はございますか。御存じですか。

○政府委員(中村泰三君) 目標が達成できないから即配転といったようなことはなかろうと思いまが、やはり職員の職務の分担といいますか、配置につきましてはそれの適達適所主義をとつておりますのでいろいろ指導もし、支援もし、それが提起されている自主運用とか限度額を引き上げようということ自体について反対を申し上げておるわけではないのであります。ただ決められた法律というものを実行していく上に、それが國民の期待に反するとか、政治的な謀略が組まれてゐるとか、あるいはまた、法律論的においても悪

ルマに課してやられたんじや、これは職員が大変だろうと思うんです。郵政省の本省の皆さんのが今まで他の金融機関から買っておられたのを郵政省

ももちろん、このことは衆議院段階での議論のあつたことは承知の上あります。しかし、衆議院は衆議院、参議院は参議院、いずれにしても行き過ぎとか、やはり問題点があればただすといつて、それでも配転されたりなんかするという実態が、とてもじゃないけれども大変だ。それにノル

マを課して、指導だなんていって、即ではないに

いう措置でもすれば何とかもつかもしれませんが、とてもじゃないけれども大変だ。それにノル

マを課して、指導だなんていって、即ではないに

いう措置でもすれば何とかもつかもしれません

が、とてもじゃないけれども大変だ。それにノル

マを課して、指導だなんていって、即ではないに

皆さん方も長い間郵政省という行政官庁におられ、いろんな法律をつくられてきた。そして郵政事業に尽くしてこられた。そういう立場からいつて、このような法律をあなたの方今までつくったことがありますか。

○政府委員(中村泰三君) 私の記憶ではまだ経験はございませんが、こういった要するに、法律制度定期に実施期が確定できないものにつきまして命令で定めるという法律は他にもございます。○及川一夫君 今お答えになつたとおりだと思うんです。私は郵政大臣、ぜひお聞きいただきたいし、考えていただきたいし、我々自身も社会党なら社会党の中で反省をしなきゃいかぬと私は思っています、この問題の扱いをですね。

これは別に政府が出したとか、政府が出してないだけにどれだけ責任あるのかということになるかもしませんけれども、「一応「法制執務」などという大きなまとめたものがございまして、ワーケブックです。そして前田さんという法制局の先生輩なんでしょうね、こういった方が多くの法制を扱ってこられて、そういう人たちといろんな法律の経験をたどりながら、一つの問答集を実はつくりっているわけです。その中で、この「法令の施行期日を他の法令に委任する方式がとられるのは、どのような場合か。」というのがありますて、そしたらここに書いてあることは、法律の中身がはつきりしていると、もう施行期日さえ決まれば運用がすぐ決まる。ただその法律を実行していく上に当たって準備期間が必要なんだが、その準備期間を何日と判断をして、何月何日と決めることができないという場合に、要するに政令で定めることができのあるし、そういう事例は多く存在をする、こう言っているわけです。白紙委任をするよう、そんなものありませんと言うわけ。ましてや法律の中身が決まっていないで決めるなどということは論外ということにこれからするとなるんです。

二ヵ月か一年か二年かという話があります。これによりますと、やはり準備期間といったって一年も二年もとは言えないだらうということで、六ヵ月を原則にすべきだというふうに書いておられますし、そういう例もあります。例えば環境法なんというののがそういうことがあったそうです。それから全く例外の例外で二年というのがあります。した。これは労働者災害補償保険法の一部を改正する云々と。こういう中で、しかしこれも二年以内にはやらなきいかぬよという前提がついて、その上で政令で定める日と、こうなつてているわけとして、やはり法律といいうのは厳粛なものだと思ふんです。そういう前提に立つと、一体この郵貯法でいう三百万から五百万といふことはいいが、いつ実施をされるんですかということに対して郵政大臣もお答えできない、実行部隊の貯金局長がお答えできないということになつたら、一体これははどういうことになるんですか。私はどういう責任をとつたらいんでしょうか。それが私は大きな問題だと思う。しかも国会内のきのうの出来事ですから、ぜひこれも同僚議員の人たちがやつっていることとして十分参考になるではないかとうふうに思ふんですけれども、同じような問題が財形問題に存在しているんです。財形貯蓄の問題ですね。これもマル優廃止の問題が絡んでいるのですから、マル優廃止を前提にして、一〇%とか二〇%とか税金を課する話が出ているわけですね、これ。この扱いは郵政大臣、どういう扱いになつたか、御存じですか。

優に関係してない。マル優に関係しているけれども、現行制度が残されていますから、それでもこの貸し付けの倍率の引き上げ、こういったものが行われる。しかしこれは政府提案によらない、議員の皆さん提案ということで、社労委員長が提案した形において昨日採決をして、満場一致で決めているわけです。マル優の問題であるとか、非課税の問題というのは売上税にかかわってきただ問題ですから、神経が過敏に働くのは当たり前ですよ、こんなのは。私もその一人だと思ってます。それだけに少しでもそういう要素を残すとおく、しかも法律論的にいっても問題を残すということでは、どうしても了解することができないという気持ちでいっぱいなんです。

今までの郵政大臣や財金局長のお答えでは納得ができないということを表明せざるを得ないんですけれども、後ほど私どもの先輩議員である大木議員の方からも御質問あろうかと思いますから、私はこの問題はこの辺で打ち切っておきますけれども、非常に私は大切な重要な問題だというふうに理解をしておりますので、そういう立場から今後受け答えをしていただきたいということを申し上げておきます。

次に移りまして、自主運用のことについてお聞きしたい。

まず、自主運用という定義についていかなるものなのか、どういう定義を下されて自主運用と言つておられるのか、それをお聞きしたい。

○政府委員(中村泰三君) 自主運用と申しますものは、みずから責務におきまして運用の資金を直接管理運用することであるというふうに考えております。

○及川一夫君 大蔵省の方おいでになつてはいると思いますが、大蔵省はいかにお考えですか。

○説明員(米澤潤一君) お答え申し上げます。

自主運用という法律的な定義があるものではないと思つておりますが、お尋ねのいわゆる自主運用と今呼ばれておりますのは、正確に申し上げれば郵便貯金特別会計の、今お頼いしております法

化対策資金の運用ということで、原資は郵便貯金の資金運用部預託金が原資になるわけでござりますけれども、それを郵政大臣が直接市場において運用されるということであろうというふうに思つております。

○及川一夫君 そうすると、今回の郵政との関係で、貯金を集められたお金を資金運用部に回しまわな。回す場合には全額と私は受けとめています。そして資金運用部から改めて郵政省にことしの場合には二兆円おろすと。一兆円は国債、一兆円は勝手にせいということなんですか、要するに回せということになるわけですが、これも自主運用というふうに理解をするんですか。

○政府委員(中村泰三君) 金融自由化対策資金の制度というのは、先生今おっしゃいましたように、郵便貯金の資金をひとまず全額資金運用部に預託をするわけですが、この預託金の一部を原資としまして資金運用部から融資を受けたものを、この資金を郵政大臣が直接管理運用するというものでございます。したがいまして、郵政大臣がこの金融自由化対策資金を自己の責任によりまして直接管理運用するという意味におきまして、自主運用という定義に当たるうかと思つております。

○及川一夫君 わかつたようなわからないよ。な話なんですがね。私は自主運用の問題について答えて、そしてむしろ郵貯自身について非課税問題を見直せというのが答申だったといいます。郵政審議会の答申はそれと逆ですね。見直しをしてさせると、こう言つているわけですね。非郵政自体が回せる資金を生み出すことができたと立つて政権与党である方々の知恵も出し合つたんですね。しかもいろんな条件がついている。それでもって郵政大臣、これはもう郵政省としては満足ですか。ちょっと大臣答えてください。

卷之三

○国務大臣(唐沢俊一郎君) 制度というものは、大体小さく産んで大きく育てるというのが原則でござりますので、まあこの程度からスタートさ

○及川一夫君 大蔵省の方に聞けばまた別の答え
ていただきたいと思つております。

これはやっぱり大蔵大臣と郵政大臣で通信委員会で議論してもらわなきやならぬ問題だと。私は白主運用ということを認められるんなら、何で大蔵省が、一回取り上げてここまで、あざくの果て

いろんな条件をつける、こんなものは私から言つたら、自主運用と言えるとは思いません。ただ、長い間の懸案であつたと、全くできないことが少しだでもできるようになったという意味の、それは満足感みえたものがあるかもしませんけれども、私はそれで一体この問題は済む問題かどうかということなんです。

そこで次の質問が出てくるんですけれども、別会計というものを見てみると、まあ未収金と、いうのは、いろんなこれは会計技術上の問題で、定の日につきりますから、そういうふたもので出てくるんだと思いますから、殊に問題にはしない

と思いますが、本年度損失金というのがございま
すね。六百九十六ページにあるんですが、七十
歳ということに実はなっているわけであります。相
失金というんですから、これ赤なんだろうと思ふ
んですね。しかもこれは郵便貯金特別会計金融白
んですね。

由化政策特別監定貸借対照表ですからね、これが本體で実は生まれたものだと私は思うんです。初めてやって、喜び勇んでやつたところが、予算自体が七十億の不足という、赤ということになつてゐるんですが、これはどういうことですか。

○政府委員(中村泰三君) 昭和六十二年度の予算の積算上におきましては、資金運用部資金の貸し出し利率は六・〇五%で見込んでいるのに対しまして、国債、地方債等への運用利回りは平均五・四四%ということに相なつております。したがい

まして、御指摘のように、〇・六一%の逆ざやになつてゐるため約七十億の赤字が生ずる見込みとなつてゐるところでございます。しかし、市場の金利というのは、そのときどきの金融情勢によりまして流動的なものでございまして、当面確かに金融緩和期であるだけに、この市場金利が非常に低下をしておる状況でござりますけれども、長期的に見れば、やはり適切なボートフォリオを組むことによつて預託利率よりも有利、高利に運用することが十分可能であろうというふうに考えております。

けれども、予算ですか、予算どおりにならずに
よくなるということもあるかと思います。ただ、
予算というのは常にプラス・マイナス・ゼロ、こ
れが一番ベターなはずでありまして、そういう建
前からいえば財政を主導し、統制し、執行してい
く、そういう立場にある大蔵省が、初めて始めら
れるこの金融自由化対策としての自主運用、これ

○説明員(米澤潤一君)　ただいま貯金局長から御答弁ございましたように、あくまで予算是見込みでございまして、特にこういう運用収益の見込みになるというのははどういう神経なんでしょうか。

というのは、金利情勢の見込みいかんによるわけ
でござりますけれども、当初予算におきますとこ
ろの金利の計上、積算というものは全く機械的に、
過去の一定期間の金利を機械的に適用して積算い
たしておるものでございますから、そういう数字

置の目的は法律案にもござりますとおり、「金融自由化に適切に対応した健全な郵便貯金事業の經營の確保に資するため」のものでございまして、その現実の運用というもののについては、最もよいポートフォリオで運用が郵政省において図られていくものと思つております。

○及川一夫君 私も自主運用やるからには甘えがいいとか、そういうふうにしろということではございませんで、あくまで金融自由化対策資金の設立出でなりますけれども、それはそういうことまでございませんで、あくまで金融自由化対策資金の設立の目的は法律案にもござりますとおり、「金融自由化に適切に対応した健全な郵便貯金事業の經營の確保に資するため」のものでございまして、その現実の運用というもののについては、最もよいポートフォリオで運用が郵政省において図られていくものと思つております。

も厳しさがなければいけない、そういう立場になります。しかし、現状の金利状況ということになるとどうなんでしょうかね、これ。何か大蔵省がこのお金をお郵政に移す場合には、厚生年金もじょうですけれども、五・二%の利子というものを納めるように、そういう当然条件つけられまわな。それに基づいて、それを確保しながら運営のものをを自主運用で求めていこうというの郵政省の立場でしようから、しかもことしの場には一兆円ですかね、事実上動かせるのは、は大変だと思いますよ。

そういうことを考えますと、やはり現実の金利の状況ということになりますと、低いだけではないですね。一歩誤ればという状況も見らるわけでしょう。しかも、もう一つ郵政省は、定の枠組みの中でしか投資ができないことになっているんですね。今、市場の金融はどこにど動いているかということになれば、やむにやま

始まって、しかし紙くず同然かもしかぬといふ
配もあって株に手を出して、それでも足らずに
地に対して投資をしているんじゃないでしょ
うか。そして大きな政治的な問題になっているん
か。

そういう条件の中、お役人の体験しかない
言つたら失礼だけれども、郵政省の皆さん
が頑つて、この七十億というものを消して、いや
スにするんだという意気込みは買いますけれ
どよ。

○政府委員(中村泰三君) 先生おっしゃると
も、果たして、はてなというふうに私は首をあげざるを得ないという気持ちなんです。したがって、一体どんなことをしてそれを補おうとする
か、具体的なことをお聞きしないと、なるほど
うかと、頑張れやと、こう一言かけることがな
なか難しいというふうに思うんですが、財金局
いかがですか。

債等については高利でありましても、為替相場の変動等を考慮しますとなかなか手が出せないといったような状況もございますので、そういう意味では先生の御心配も私ども非常によくわかるわけでございます。しかし、金融自由化対策資金の運用対象といたしますれば、貸し付けはできませんでしたけれども、その他債券運用といたしましては、簡保の資金と同じ運用範囲を運用対象にさせていただいておりますし、また簡保でも少なくとも数十年の運用の実績がございますし、私ども運用のスタッフにそういう簡保資金の運用の経験者等も加えまして、まさに簡保の資金運用とともに運用

をとりつゝ、できるだけ最適のポートフォリオを組みながら、この運用に実績を上げるよう準備をいたしておりますので、先生の御心配にならないよう一生懸命やらしていただきたいというふうに考えております。

○及川一夫君　お気持ちはわかりますが、それで皆さんの方から出された資料の中で、金融自由化

化政策資金の運用対象といふのかございます。二号から十一号まで出てるんですが、これは大蔵省から見た場合には、大蔵省が持つておられる資本運用ですが、これの対象物とはどつか違いますか。

○説明員(米澤潤一君)　違います。
それはなぜかと申しますと、それぞれの資金の性格が違うからでございまして、ちょっとと長くなりますけれども、一応お答えさせていただきますと、この金融自由化対策資金の資金運用事業は、

先ほど申し上げましたように、法律にもありますとおり、「金融自由化に適切に対応した健全な郵便貯金事業の経営の確保に資する」というためで、その事業の性格という意味で申し上げれば、いわゆる有利運用のための資金運用事業でございます。したがいまして、国の会計として現在考えられる運用対象として最も広い規定だと思っております。

これに對しまして、資金運用部資金は、これは資金運用部資金法にもございますとおり、確実かられます。

つ有利な方法で国に集まつてくるお金を運用することによって公共の利益の増進に寄与するということが目的でございまして、現実にこの資金運用部資金の運用と申しますのは、昭和四十八年に国会からの御指摘で制定されましたいわゆる長期運用法という法律で、その運用対象が具体的に予算によつて国会の議決にからしめられているという、そういう運用になつております。そういう意味で、資金運用事業という面ももちろんないわけじやないんでござりますけれども、公益的な資金の配分といふ要素が非常に前面に出ているものでございますから、その対象は限定されております。そのよりは狭くなつております。

○及川一夫君 恐らく第六号の社債あたりが中心

で運用益を出していくということになるんだろう

と思うんですね。ただ、郵政大臣ね、二十五日の

議論になりそうですねけれども、簡保の方では、資

金運用について何かどこの事業団にお出しにな

るお話がありますね。確かに膨らんできたとい

うこともあります。金利の事情もござります。しか

し、簡易保険自体で資金運用をするのは危険な

かどうかわかりませんが、どちらにしても、もつ

と自由なというところでやることについて法律の

提案もありますね。だから簡保の皆さんのお力を

得て、どういうふうに対応するかという心構えとそ

の体制をどうしくかといふことが私は問題だらう

と思いますから、やるなとは言いませんけれど

も、かなりふんどしを締めてからなかつたら大

変だなあといふことを感想として申し上げておき

たいと思う。

それと同時に、この問題につきましては、これ

は先行きの問題もありますから私は言ふんですけ

れども、非課税という要素がなしに金が集まるん

だらうかといふことも心配なんです。自主運用は

結構だけでも、金集めてこなきゃ大蔵省は認め

ないですから。それは毎年五千億円ずつ上積み

して二兆五千億円、さらには翌年は三兆円と積み

重ねて五年で十五兆と、こうなっています。半分

の七兆五千億は国債だと、したがつて自由に動か

せるのは七兆五千億だと、こういうことをお聞き

はしていますけれども、私は果たしてそんなに金

が集まるんだろうかと。特に非課税なくしたら

ね。仮に非課税がない、廃止されたということを

考えたときに、今度一体どうするんだろう、何の

魅力があつて郵便局なんかに金納めるかい。それ

にはやっぱり金利ですわね、最後は、その金利を

高くするためにはどうしていくわけですか。

よ。だけれども一兆円であるとか三兆円である

とか。七兆五千億ね、今現在一番高いところで、

百二兆円の中で、わずか七兆程度の金利の運用

で、郵便貯金の金利は民間の金利よりも高いよと

言われるような、たとえ〇・五%でも、〇・一%

でもというようなことを維持しよう、実現しよう

といつたら、それは郵政大臣、あなたはいつおや

めになるかわからぬが、そんな問題が出るときに

は、まあ国会議員ではおられるかもしらぬが、郵

政大臣あるかどうかは非常に疑わしいんです

よ。疑わしいんだが、私は、郵政の人たちがあの

非課税問題に示した、このぐらい、五十枚です

な、私が見たのは、ざら紙の大、要するに非課税

制度反対の論理ですよ。ありとあらゆる統計を持

つてきて、これは廢止をしてならぬということを

盛んに強調されておる。私、大事に持っている。

ここに持つてきています。皆さん配られたもので

すから。立派なものですよ、これ。それが一夜に

してチャラですかね、これ。そして、金を集め

て自主運用する道だけは開いたわけですよ。本当

にそれだけのことができるのかどうか、国民の期

待に寄与できるのかどうか、非課税問題だって絶

対これは無関係ではない、切り離して考えられる

じようというときには、どなたでも明るい展望を

持つて、意気込みをつけながらいかれるわけです

から、そういう面からは何も問題点が出ないよ

う気がするんですけども、物によりけりです

が、この問題ではそんな簡単なものではない。し

かも当初から赤字を一応見込まざるを得ないとい

うような状況の中で発足をするということなん

でして、これが来年になつても改善の兆しき見え

れない、それこそ三年たつても泥沼に落ち込ん

りだめだなあといふふうに思ふんでよ。実は私

心がけているつもりでございます。

○及川一夫君 言葉の上の心構えだけではやつぱ

りだめだなあといふふうに思ふんでよ。実は私

心がけているつもりでございます。

そこで、時間も参りましたから最後になるかと

思います。が、体制の問題なんです。どういう体制

をつくられるおつもりですか。もう既に何か準備

室とか何かつくるておるんですか。

○政府委員(中村泰三君) 現在もこの金融自由化

の流れに郵便貯金事業が的確に対応するための準

備といたしまして、対策室を設けましていろいろ

と勉強もし、準備もしているところでございます。

が、この金融自由化対策資金の制度が認められま

すと、組織といたしまして、財金局の中に資金

運用課を設置していただくよう予算上もお認め

をいただいておりますので、そういう体制をつく

が、この金融自由化対策資金の制度が認められま

すと、組織といたしまして、財金局の中に資金

運用課を設置していただくよう予算上もお認め

いように、私は全力を挙げてやつていただかなければならぬと思います。ただ、問題の法律の基本的な部分につきましては、この後大木先生がおやりになると思いますので、その点では私はどうしても納得できない気持ちがあるということを最後に申し上げまして、終わりたいと思います。

○大木正吾君 異常中の異常国会ということでおさいまして、我が党の山口書記長に言わせますと、十八年ぶりだという話をございまして、結局そういう中で、売上税あるいは売上税絡みの税制改革問題を中心で終わつたという感じがするんですけれども、他の法案もたくさんございますが、そういう中で郵政と大蔵との折衝の関係等が非公式にありますと、結果的には前回の大臣答弁、あるいは及川委員の提案がありまして、本委員会でマヌケ優を守るために決議をしようということを自民党の先生の方からもおっしゃられて、しかし理事会でもつて、ちょっとそのことについては時間をおくこと、こういう話になつた経過もございまして、この問題に論議が集中したことについて、私はやむを得なかつた問題もあるし、同時に当然でもあろうと、こういうふうに考えておるわけですが、大臣のこれ最終的な御答弁をちょうどだいしないと、ちょっと理事会でも聞いてもらつて、もう一遍相談しなきやならぬということにもなるかもしませんが、その前に少し具体的なことについて、これは大蔵省にちょっと聞いておきたいんですけれども、大蔵省は、この自主運用とかあるのは国債窓販とかそういう問題について、特にこの自主運用について、いわば大蔵省の答え、正確には全部理解しておりませんが、要するに預貯金の一元化というような言葉が出てくるわけですがね。一元化という問題がどういう理由でもつて一元化しなければならないかについて説明できますか。

○大木正吾君 あなたの知つてることをみんな答えてください。

○説明員(米澤潤一君) おっしゃる意味が公的資金の管理の一元化ということでありますと、かねてから私ども申し上げていたところでございますけれども、国の制度あるいは国の信用に基づいて、国に集まつてくる有償資金というものにつきましては、やはりこれを統合的に管理して、公的な目的に一元的に管理するのが国の資金の管理のあり方として適切であろう、こういう考え方についていることは事実でございます。

○大木正吾君 公的一元化、公的に国に集まつてくる金は一元化するということをおっしゃるけれども、実はこの中に非常にいわば資金的に質的な違いが幾つかあるものがありますね。それについて説明してください。

○説明員(米澤潤一君) 確かに国はいろいろな事業を行つておりますし、いろいろな制度がござります。したがいまして、それぞれの制度に基づいて集まつてくるお金でござりますから、その原資の性格というものが違つてゐることは確かでございます。

年金につきましては、これは保険料という形で強制的に徴収するもの、それが将来の給付の財源、たまたま今、年金の成熟が完成していないということがござりますために、将来の年金の給付金がある。それから一方で、郵便貯金のようにいわば任意の貯蓄、国がそういう貯蓄事業を行つて、国にその資金が集まつてくる、性格の違うものがあるということは承知しております。ただ、いずれも国の制度あるいは国の信用というものを背景としている国の会計のお金であるという点では共通していると思っております。

○大木正吾君 国の國の國のとあなたは何遍も繰り返すけれども、保険とか貯金の場合には、これは怒意的にやつぱり入つてゐるんですよ、郵便貯金とか何かの場合にはそうでしょう。私が例え三万円貯金しますと言つたって、私が自分の

意思でやる。あなたに命令されてやるわけじゃないんだ、そうでしょう。同時に、社会保険料とかあるいは年金とか、厚生年金、国民年金等は法律で制定されますね、これは義務づけられてますよね。そういった問題の違いについて、一体これはどういうふうに考へておられるんですか。国がとにかく関係しているからというだけでもって、そういういたた意的な、個人だよ結局、自分の気持ちでもって、幾分余裕があるからないからといって預けている金を、国が関係しているから全部、金の質の問題については別にして、税金みたいなものも自由な貯金も全部一緒にたにしてやっていくことについていいと思いますか、どうなんですか。

○説明員(米澤潤一君) 税金はいわば経常的な収入で、経常的な支出の財源に充てられるものでござりますから、これは別だと思っておりますけれども、貯蓄の性格、つまり国の事業の性格といふものは、おっしゃいますとおり任意の個人の選択によりますところの結果として郵便局に貯金されているという、そういう制度に基づく金であるということはそのとおりでござりますけれども、しかし、やはり郵便貯金法にもございますとおり、その支払いについては国が最終的に元利保証をしておるわけでございまして、やはり国の信用といふものを背景にして、これは言わば社組みの側から見まして國の制度であると。何度も繰り返してお縮でござりますけれども、それが民間の貯蓄事業とは本質的に違う点であるうと思つております。

○大木正吾君 これは逆に貯金局長に聞きますが、あなたは今度、大蔵省といわば郵政省と妥協した中で、中身は一番詳しい方の立場の方ですけれども、私に言わしめると、この程度のことはやらなかつたら、実際問題として郵便貯金はパンクするんじゃないの。パンク寸前の状態ではなかつたの、これ。というふうに考へていないのでありますか。

○政府委員(中村泰三君) 私どもが一番自主運用

道を開かなくちゃならないということを強く要
求をいたしましたのは、何といいましても金利の
自由化というのが非常な勢いで大勢になってきて
おります。この金融自由化に郵便貯金事業が的確
に対応するためには、今のような組みでは到底
対応できないであろう。既に大口の金利は、ほと
んど自由化が完了したといつても、いくらいの段
階にまいったおりまし、大口に引き続いて小口
の金利の自由化というものも目前に迫っておりま
す。

そういたしますと、やはり金融機関相互におい
てその商品の優劣がはっきり出てくるようでは、
とてもお客様の利益を守るわけにはいかない。そ
ういう預貯金の金利面だけの自由化が進んで、一
方その集めた資金の運用面における市場実勢を反
映したような金利が得られる、運用面での市場実
勢を反映する仕組みと、いうものをつくっていかな
いと、貯金の金利を自由化に対応せしめるわけに
はいかないということで、この自主運用の制度を
要求をしたところでござります。

そういう意味ではおっしゃるとおり、今までの
預託利率規制下に置かれておりましたこの預託利率
率だけに頼って、これから金融自由化のもとに
おきます郵便貯金の経営に当たるというのは非常
に難しいという危機感を持っていたことはそのと
おりでございます。

○大木正香君　自主運用を要求されたのは五年前
ぐらいからですよね。それから同時に、国債の窓
販問題の要求をされたのは、たしか二年か三年前
の話だと私は記憶しますがね。

そこで大蔵省にまたもう一遍聞きたいのだけれ
ども、きょうは局長クラス、まあ大臣もいないか
らこれはしようがないけれども、あなたの本当に責
任持つて――国の信用だとさつきおっしゃった
ね、いいですか、国の信用でということの裏返し
は何かというと、私が郵便貯金に預けたときにで
すよ、郵便貯金として預けた利子が、例えば富士
銀行に預けた貯金の利子よりも損をしないと保証
をしてくれるの、あなたは。どうなんだ、そこの

ところは一体。

○説明員(米澤潤一君) 金利水準の問題というの
は、これは……。

○大木正吾君 そんなことじゃないんだよ。もつ
とさつくばらんな話をしてくれよ。

○説明員(米澤潤一君) お約束をしている元利につきましては、そのお支払いについては国が保証しているということございます。

○大木正吾君 余り役人らしい理屈を言ってもらつたら困るんだけども、いざれにしたってあなた今財テク時代というか、めちゃくちやにいろんな形でもつてアメリカの債券買つたり、株式も異常な上昇を示しているし、土地問題もあるし、最近ではもうお札じや當てにならぬから、金の延べ棒を買おうという話がどんどんまた広がっているでしょう。そういう中の問題だから、余り国、国つて、中曾根内閣じや余り僕らも信用しないけれどもね。とにかく大臣に悪いです。大臣は立派な方なんだけれども、苦しい中でやつた中でもつて、結局国の信用でといふ、でかいことを言つけれども、万が一この問題でもつて、今局長はしなくも言つたけれども、苦しい中でやつてきて、一生懸命差し繰りしてきながらやつてきただ。しかし、結果的にはどうしても預金者に不利な扱いになつてしまふ。利息はたくさん払えないと、並みには払えないという問題の責任はだれがしようかという問題と裏腹の関係になつてくるんですよ、結局。だから、割合にお金持つの方とか、あるいはこういつた問題に敏感な方は郵便貯金の貯金を下げる、どんどん財テクでもつて有利な商品の多い民間の会社に回してゐるんですよ。日本でもつて銀行の倒産の例が最近ありますか。たつた一つあつたね。相互銀行の例があつた。それ以外にないでしょ。アメリカは幾つあると思う、一年間に。わかりますか。資料がないからきょうはわかりませんか。相当多いですよ。日本の場合には銀行相互間における保険を掛けたりしてますから、アメリカの銀行とは違うんだよ、本当言つて。そうでしょ。

本銀行といえどもこれはやつぱり國とは関係が深

いけれども、國の金融関係について大きな影響を与えるけれども、しかし、國のものじゃないことは明らかなんだよ、これはもう、中央銀行といつ

ことは言えるけれども。だから、余り国が国が、信用、信用つてさ、まあ言えばあなた、國民に損を与える信用なんといふものは見たことないか

ら、そういうことを言ってほしくないんであつて、私がはつきりしたいことは、何といつたつて、この財投資金の中にある恣意的に預けている預貯金というものと義務的に取つてある厚生年金、国民年金、共済年金、そういうものとの違いを全部こたごたにして、そして威張りくさつて、上の方から郵政省が陳情していくつても、五年間も足運んでも全然あなた方は理解しようとしなかつたことについて反省はありますか、どうですか。

○説明員(米澤潤一君) 先ほども御答弁申し上げておりますとおり、今回の金融自由化対策資金によりますところの資金運用事業と申しますのは、金融自由化の進みます中で郵便貯金事業が健全に経営されるように、もうちょっと平たく言えば、民間と金融自由化のもとにおいて、新しいそういう時代の局面のもとで市場金利の利回りが享受でき、金融自由化に対応できるようなどいふことで、郵政省と合意いたしましてお願いしている制度でございまして、これによつて郵便貯金のそういう使命が達成されていくものと思っております。

○説明員(米澤潤一君) この郵便貯金の資金運用事業は、郵便貯金が金融自由化に対応していくという非常に重要な事業でございます。そういう重きで、金融自由化に対応できるようなどいふことで、郵政省と合意いたしましてお願いしている制度でございまして、これによつて郵便貯金のそういう使命が達成されていくものと思っております。

一方、國のそうちした政策目的に基づく大切な事業というのは、例えば社会資本の整備でありますとか、中小企業対策でありますとか、事業の内容は違いますけれども、いろいろな政策があるわけですが、やはりその一つとして、郵便貯金の金融自由化対策であるといふのも大切な事業でございます。

○説明員(米澤潤一君) まさにまた逆に伺いますが、これは親切な図解をいただいておるんですが、一遍預かれた貯金を運用部に預託いたしまして、さらに今度借金をして

くんですか。

○政府委員(中村泰三君) 確かに今回の金融自由化対策資金制度の資金が生まれるルートにつきま

しては先生お手元にお持ちの図式のとおり、ひとまず郵便貯金資金というものが資金運用部に全額預託をされた中での一部をこの対策資金の融資として受けまして、これを郵政大臣が直接管理運

営するというシステムにいたしているところでございます。

○説明員(米澤潤一君) 私どもの制度要求をいたしましたのは、郵便貯金を直接郵政大臣が運用をしたいというふうに予算要求につきましては三兆

とで、六十二年度の予算要求につきましては三兆五千億お願いをしたわけでありますけれども、こ

れにつきましては大蔵省ともよりより調整をいたしました。やはり先ほど米澤課長も答弁をされま

したように、当面國の資金といふものは統合運用

が望ましいといった臨調答申の御答申にもあります。

えております。

○大木正吾君 予算に絡む財投の問題について、きょうここで議論しようとは思わないんですけど、問題は、さつき及川委員も質問しただけれども、ここに八年の資料で、これはダイヤモンド

ですか、これに出てますが、割合に金融商品でもつて利のいいやつが中期国債ファンド、五・四

七五%、公社債投信七%、そして外貨預金八・一%、さらに利付金融債六・五〇%、公社債投信

利率七%、三年平均と。こういうのがありますわ

ね。こういった問題等々があるわけですが、結果的には二兆から始まって十五兆までいくわけです

けれども、中村さんどうなかね、これ、結局これが本当に二兆程度のところから始まって、そして

どの点までいたら一体――今大蔵省大分自信を持つておっしゃつていただようだけれども、本当に

心配なく、まあ言えば損しないで、そして國民へ

のサービスが、今並べたんだですが、大体六%、五・五から六%前後のところまでいけるような状態で運用できますか、どうですか。

○政府委員(中村泰三君) 将来の金融情勢等も含めましてその判断をしるということになるわけ

ございます。大変難しい御質問ではございますが、私どもの金融自由化対策資金制度の運用の

みならず、預託利率自体も市場実勢を反映した仕組みにて、この三月の資金運用部資金法の改正によ

りましてその程度金融自由化が実態的に進んでいくのか、あるいは郵便会計の財政状態がどうなつ

ていくのか、あるいは金融情勢もどう変化していくのか、あるいは金融情勢もどう変化していくのか、そういうものの運用実績等も兼ね合わせて今後検討してまいらなくちやならないというふうに考えております。

○大木正吾君 三年間ぐらい続けて六、七兆の建設国債を発行するとか、あるいは減税もそうで

間接的にはこれは消費が拡大しますからね。要するに、内需が広がつていけば資金は黙つても古

そちの方に、銀行を介在しまして工場建設や古

い機械の取りかえ等に回っていくわけですね。民間企業は全然今不透明状態でもって先行き見えないから、しようがないから財テクに手を回していくという良心的な経営者も中には多くおるわけですね。やっぱりそれは自分の本業を棄てて、何か社員の三分の一が半分ぐらいが銀行屋さんみたになっちゃつたんでは、これは本当もう実際問題として困るわけだ。本業を細々赤字でもこらえながら財テクでもって稼いで埋めている、これが大体日本の企業の半分以上を占めているでしょう。そうすると、やっぱりこれは基本問題、予算委員会の問題になるかもしれないけれども、問題の根幹といふものは三年間ですよね。

私はだからあえて申し上げますけれども、NTTの株式、全部じゃなくていいですよ、法改正が必要ですけれどもね。例えば一兆五千億円の減税がすぐできます。戻し減税で結構です。しかし、戻し減税と言うと、これは無難な言い方だけれども、一兆五千億円の減税を三年間やって、景気の浮揚策をとれない政治家はやめたいいんですよ、本當言つたら、私を含めて。建設国債を五兆か三兆か出して、プラス二兆程度の減税ができるて、そういったことを三年間ぶつ続けていてもなおかつ景気が浮揚できないような政治家はもうやめたらしいんですから。

の通信委員会のときには、野党だけじゃなしに与
党の方々からもけしからぬという話もございまし
て、マル優守れのむしろ決議をする寸前までいっ
たことも御承知ですから、そういうこととの関
係でもつて、結果的にあいつた大蔵、郵政のお
話し合いを内々にされたことはけしからぬという
ことは何回か私の方から、あるいは同僚議員から
もう一遍ひとつ中村さんの方からお答え願いたい
ことが一つ。

時国会が先になつたとしても、税制のこの問題については、それがつかなければ臨時国会やらないということでは、とてもじやありませんが日本の経済はもつと狂つてきますから、そういうことを含めて、三点について、大臣と関係局長の答弁を最後にお願いいたしたい、こう思います。

○政府委員(中村泰三君) 先生から三点のお尋ねがあつたわけであります、まず最初に、自主運用あるいは国債窓口についての大蔵省と郵政省で合意に至つた経緯といいますか、その点について申し上げます。

私どもは、郵便貯金資金の自主運用につきましては、先生御案内とのおり、要するに金融自由化に的確に対応するためには、資金調達面ばかりではなくして、資金運用面における市場実勢を反映したような仕組みをつくることがせひ必要だというようなことで、昭和五十七年度の予算要求からずっと運用制度の改善を要求していくところでございます。

また、郵便局の国債販売につきましても、これからの長寿社会の到来等、社会経済情勢が変化する中で、国民の健全な資産形成に資するために、ぜひとも郵便局の窓口を通じて広く国民の皆様方に国債を保有していただくことが大変時宜にかなつた施策ではないかというようなことで、六十一年度の予算要求からお願いをしていたところでございます。

そういった過去の経緯を踏まえまして、たまたま昨年、この非課税制度の改定問題というのが大変大きな議論になりまして、最終的に政府税調も踏まえ、あるいは与党の税制論議の中で非課税制度の改定がやむなしというような結論になりました。そこで資金運用制度あるいは国債の窓口、郵便貯金の総額制限の引き上げというようなことについて早急に大蔵省と協議をしろという裁定をいただぎまして、昨年末政府の中で調整をした結果

り、郵便署で、機関は、まことに、その故の施設をも、そればえて、ます。

この今局の國度改善委員會は決してござりません。巷間の御衆議院私どもといふことは、これまでやむを得ぬ事でござります。

「いまま
立融自上
高債販
告を取
してござ
り三百
りては
うと
ざい
こと
民間
を得な
ところ
後のソ
院に設
議に
どとし

問題は、この創立の現すところが経営が優秀でないかと、いふべきではないか。この問題は、この協議会の協議をもつて、この問題を解決する。この問題は、この問題を解決する。

取扱いなど、
廃止とかとい
ふといふこと

いまし議て考すど行法た実日なつしたら
が認はしを大〇後つきまきにくなは類

第三回 期待の引き継ぎ 次に、小口類が田代、十郎と名乗る。田代は「あつて」と答える。

第三回
この先
主張金者
主力を
立君
協議
年少のもの
多くて
ついて
去年のう
ここに對
ふる目には
付感を
上昇する
施行期
専門に
この先
として
まして
この先
主張金者
主力を
立君
協議
年少のもの
多くて
ついて
去年のう
ここに對
ふる目には
付感を
上昇する
施行期
専門に

先生方に質問が申しあげられて、一月二十日を定め、松機関にてござる。この金融問題の本質點につき、お尋ねいたいと存じます。

のほか、不確定要素が多いため、今後はますます附帯的意見書を提出する方針です。

の位置は、要素を第一に考慮する。従って、等の位置は、十分考慮する。たゞ、今後は、検討すべき問題は、多大な問題である。

第三点を法律として一般的なことを述べて、後衆院に提出する。これで國心をもつてゐる。

はき確て間の私、今守り置正。しうて度

ております。まようずつとお話を伺っておりますと、先生方は非常に小口の預金者のことをお考えいただいている。私も全くその意味では同じ考え方でございまして、金融機関というのは、どちらか

といいますと大口先を大事にする。特に金融自由化になりますと、大口定期とか、CDとか、MMとか、ますますもって大口の預金者は大事にされる。しかし、私は忘れてはならないことは、それ以上に小口の預金者の利益というものを考えて、先生方が御指摘されたのと全く私は同じ考え方を持っております。したがいまして、二月に五回目の公定歩合が引き下げられました、〇・五%。そのときも通常貯金とか福祉定期、こういうものは据え置きにしました。そして定期貯金も公定歩合は〇・五%下がったけれども、〇・三七%の引き下げにとどめるように大蔵当局と折衝をいたしましたわけでございます。

そういうことで、今後とも小口の預金者の利益の増進のために一生懸命努力をさしていただくつもりでございます。

○原田立君 少額貯蓄非課税制度を利用して現金を預金する場合、本人確認はどのように行われておるのか。また、本人確認を厳しく行うようになった目的は一体何なのか。

○政府委員(中村泰三君) 少額貯蓄非課税制度の適用を受けようとする場合には、預入の場合に本人であるとの確認は、健康保険証等の公的の証明書を提示することになります。これは昭和六十年の所得税法の改正によりまして、昨年の一月一日からわゆる住所、氏名、生年月日の記載された公的証明書類を提出することになつております。もちろんこういった公的書類を求めまして、本人確認を行うことになりましたのは、架空名義を防止し、あわせて限度額管理の厳正化を図る必要があるという目的のためでございます。

○説明員(田谷廣明君) お答え申し上げます。

ただいま郵政省からお答えありましたとおりでございますが、現行のマル優制度を利用する場

合の本人確認につきましては、非課税枠の設定のための申告書を提出されます際に住民票の写しでござりますとか、あるいは運転免許證でございまして、田舎の方に住んでいる人々でも購入できなかなればならないということで、これは本当に

この記載のある公的書類の提示を求めるということを行つておりますし、また金融機関が本人確認を行つた場合には、申告書にその確認をしたという旨の証印をしなければならないということにされております。

このようなマル優や郵便貯金等の非課税貯蓄制度における本人確認、あるいはその限度管理の厳正化措置と申しますのは、昭和六十年度の税制度改革で講じられたものでございますが、これは郵便貯金を含みます非課税貯蓄制度の利用につきまして、さまざま内容の事実でござりますとか、あるいはその限度管理が適正に行われないのでないかといったような疑いが増したのでございますから、税制に対する国民の信頼を回復するといふことを主眼として措置されたものでございます。

○原田立君 あなたね、これは新聞記事なんだけれども、「預貯金本人確認簡略化」ということを大蔵省方針で決めたということが、一月二十七日の日経新聞の記事で出ています。

それで聞くのだけれども、今厳しくした状態を

聞いたわけなんだけれども、片方ではこういふふうに簡略にするということなんだが、本人確認制度を、住所と氏名を申告するだけで済む方法を考えていると言われておりますが、一体どうなのが、これでは偽名などによる隠し預金が急増し、脱税を助長することになるのではないか、新聞にもそういうふうに報道されているし、僕らもそう思つけれども、どうなの。

○説明員(田谷廣明君) ただいまの御指摘の新聞記事を見ておりませんので、はつきりわかりませんが、先ほど申し上げましたように、今回の限度管理、本人確認ですね、厳正化措置と申しますのを、六十年度の税制改正で講じられたばかりでございますし、その後簡略化のための措置はとつて

いないと存じますが。

それから、郵便局で販売する国債一兆円の内訳は、十年物が六千五百億円、中期国債が二千七百億円、二十年物が四百億円と、こういうふうになつて、田舎の方に住んでいる人々でも購入できるようになるが、郵便局の窓口で売り出す理由は

一体何なのか。

それから、郵便局で販売する国債一兆円の内訳は、十年物が六千五百億円、中期国債が二千七百億円、二十年物が四百億円と、こういうふうになつて、田舎の方に住んでいる人々でも購入できるようになります。

どうぞ通信委員の先生もよろしく御利用のほどをお願い申し上げます。

○政府委員(中村泰三君) 郵便局で国債を販売する理由でございますが、これはやはり今後国債の発行というのに、毎年二十兆円を超えるような状況で大量にまだ国債の発行が続く、国の立場からしましても、円滑、安定的にこの消化をさすためには、できるだけ個人保有に努めるということが大切でありますし、また一方、御利用者の皆様から考えてみましても、資産選択の幅を広げる

といふことを主眼として措置されたものでございま

す。

○原田立君 あなたね、これは新聞記事なんだけれども、「預貯金本人確認簡略化」ということを大蔵省方針で決めたということが、一月二十七日の日経新聞の記事で出ています。

それで聞くのだけれども、今厳しくした状態を

考えております。原田先生も郵便局で購入しようとしてやろうというお話をございまして、まさにありがたいお言葉だと思つておりますが、どうぞ通信委員の先生もよろしく御利用のほどをお願い申し上げます。

○原田立君 それは個人的な見解を言つただけだからあれだけれども、郵政省としても少しでも多くの国債を売りたいんでしょう。そして大臣も多分購入されると思うが、大手都市銀行筋では、事実上の開店休業となるんじゃないかと、こういう指摘がある。その原因は、この法律がマル優の廃止を大前提につくられているため、現行のままいくと、証券会社や民間金融機関から買えば特別マル優が利用できるのに、郵便局から購入すると利子に二〇%の源泉課税されるのであります。こういうようなことだから、売るようになつたとしても開店休業となるんじゃないかと、こういう指摘がある。局長、あなたどう思

う。

○政府委員(中村泰三君) これはいわゆる特別マル優、租税特別措置法四条に規定されております特別マル優の適用があるかないかという問題になりますがございまして、この税制の問題につきましては、衆議院に設置されます協議機関の検討にまつ以外にないといふふうに思つております。

○原田立君 だから開店休業になるんじゃないか

といふふうに思つております。

それから、六十二年度の販売予定の国債の種類別内の内訳でございますが、一応中期付国債につきましては二千七百億、五年割引債につきましては四百億、十年の利付国債について六千五百億、二十年利付国債について四百億、合計一兆円を販売いたしたいというふうに考えております。

○原田立君 大臣、あなたも国債購入されている

だらうと思うけれども、また郵便局から売られるようになつたら、郵便局から買う気もあるだらうと思うけれども、私も通信委員で郵政省関係や大蔵のところでお考え、どうですか。

○國務大臣(唐沢俊二郎君) 国債販売が実現されましたが、私はぜひ郵便局で購入いたしたいと

思つてゐるから、売り出したならば買おうとは思つてゐるけれども、大蔵のお考え、どうですか。

ありませんか。

○政府委員(中村泰三君) まあ仮にの話になりますしても、民間金融機関で売り出す場合と郵便局で売り出す場合に、そいつた税制上の差異がある

ということになりますれば、販売推進上に問題もありますかと思つて、その場合の販売方法等につきましては、十分慎重な検討を加えていかなければならぬといふふうに考えております。

○原田立君 十分検討をして、そういう欠陥は除いていくという努力をすべきだと思いますね。だから、こういうふうなことがあつては、幾ら身近な郵便局で売り出されても、特別マル優枠を持つ

ている人は従来どおり銀行等に行つて買うことになるだらうと思うんですよ。だから、そうならないためにも、郵便局から購入する場合でも三百万円の特別マル優を利用できるようにすべきではないか、こう思うが、どうか。

○政府委員(中村泰三君) 先ほども申し上げましたとおり、税制改革に関する協議機関の審議を見守つてまいりたいというふうに考えております。○原田立君 特別マル優が利用できないと多額の国債が売れ残り、そして担保融資等で新規国債の引き受け分の残りの自主運用資金はなくなつてしまふのではないか、これでは本当の自主運用ができるのではないかと、こう心配するけれども、その点はどうですか。

○政府委員(中村泰三君) 仮に金融自由化対策資金で引き受けることになりますとも、国債は市場で引き受けた債券でございますから、特段自主運用上問題があるというふうには考えておりません。

○原田立君 郵便貯金の総額制限額が昭和四十八年、現行の三百万円に引き上げられてから十三年間も据え置かれており、今回五百万円まで引き上げられることは、これは前進であろうと思うんであります。が、総務庁の行った貯蓄動向調査を見ると、サラリーマン世帯の平均貯蓄額は七百三十三万円であります。

〔委員長退席、理事大木正吾君着席〕

全体の三分の二近くが平均を下回つております。要するに一人三百万円という制限額があるとすれば、三人家族だと九百万という事です。だけれども七百三十三万円という、全体の三分の二近くが平均を下回つております。五百万円まで引き上げた理由は一体何なのか。

○政府委員(中村泰三君) 先生御指摘のとおり、総務庁の調査によりますと、勤労者一世帯当たりの貯蓄保有額は七百三十三万円、一人当たりにしますと約二百三十一万円ということになつております。しかし、貯蓄増強中央委員会の貯蓄に関する世論調査、これは昨年実施した資料でござい

ますが、この資料によりますと、国民一人当たりの平均貯蓄目標額、このくらい貯金を持ちたいと申す国民の目標額は、一人当たり五百三十三万円という数字が出ておりますし、また郵政省のアンケートによりましても、利用者の約五五%の方から三百万円から五百万円に引き上げてもらいたいという希望も出しているわけでありまして、そういう希望も出しているわけであります。

○原田立君 将来においても国民の貯蓄目標額の推移に応じて制限額を適時引き上げていくという、そういうような考え方があるのかどうか。さらには制限額撤廃も考えていいんじゃないかな。まあ逆のようないい方でありますけれども、限度額を決めて限度額にまで至つていい、そういう方々が多いわけですから、制限額の撤廃も考えていいんじゃないとも考えるわけであります。将来においても国民の貯蓄目標額の推移に応じ制限額を適時引き上げていく考があるのかどうか。いかがですか。

○政府委員(中村泰三君) 国民の健全な資産を形成するための手段としまして、この郵便貯金の果たす役割は非常に大きいものがあろうと思いますが、やはり経済情勢の推移でありますとか、あるいは御利用者の要望等十分踏まえまして、将来必要に応じて制限額を引き上げてまいりたいというふうに考えております。

〔撤廃をしてしまえばいいじゃないかという御意見もあるうちかと思いますけれども、やはり郵便貯金事業というものが、簡易で確実な貯蓄手段をまねく公平に国の機関として御利用いただくという手段であることを考えますと、何億も何十億も預けられるというような、制限額を取つ払うといふことは必ずしも適当ではないんじやないかといふふうに考えております。

○原田立君 郵便貯金資金の一部を直接運用しな

いで資金運用部資金を運用するという回りくどい方法をとつた理由は一体何なのか。こういう制度だからといえどもそれだけのことなんだけれども、非常に回りくどい方法をとっているんじやないか

いうふうに私は思えるのですが、郵政省並びに大蔵省、両方からお伺いしたい。

○政府委員(中村泰三君) 先生御指摘のとおり、一部を運用できるようにしたいという要求をいたしましたところであります。やはり国の資金といふ性格を考えまして、臨調答申にもありますように、当面その統合運用の原則を守つた方がいいといたしましたといふふうに考えております。

○原田立君 昭和六十二年度から二兆円でスタートする金融自由化対策資金は、五年間で十五兆円までになるわけでありますけれども、総預金額の一割ぐらいで有利な運用が本当に可能なのかどうか、運用利益はどのくらい見込んでいるのか、この点はいかがですか。

○政府委員(中村泰三君) 今後の金融情勢を的確に見きわめることが非常に困難でございますので、五年後には運用規模十五兆円になつた場合のそろまでの運用益はどのくらいになるんだというお答えにつきましては的確にお答えできないわけではありませんけれども、やはりそのときどきの金融情勢に応じまして適切な運用対象の組み合わせ、ポートフォリオを組むことによりまして、できるだけ自主運用の実が上がるよう運用に努めてまいりたいというふうに考えております。

○原田立君 六年目以降の金融自由化対策資金はどのように推移していくと考えられておりますか。五年目までは決まつてあるやに聞いております。

〔理事大木正吾君退席、委員長着席〕

○政府委員(中村泰三君) 先生おっしゃるとおり、私どももそういう形で市場に影響を及ぼすことのないように簡易保険局とは十分連携をと

かがですか。

○政府委員(中村泰三君) 昭和六十七年度以降どうするのかというお尋ねであろうと思いますけれども、将来的運用規模につきましては、それまでの運用実績でありますとか、あるいは郵便貯金事業の経理状況あるいは資金運用部資金の資金需要、その他自由化の進展状況等を総合的に考慮いたしまして、その運用規模につきましての検討を行つた国民の平均貯蓄目標額でありますとか、御利き上げさせていただきたいというふうに考えた次第でございます。

○原田立君 将来においても国民の貯蓄目標額の推移に応じて制限額を適時引き上げていくという、そういうような考え方があるのかどうか。さういう希望も出しているわけでありまして、そういう数字が出ておりまして、また郵政省の運用規模につきましては、それまでの運用実績でありますとか、あるいは郵便貯金使用者の要望等を踏まえまして、ぜひ五百万円に引き上げさせていただきたいというふうに考えた次第でございます。

○原田立君 将来においても国民の貯蓄目標額の推移に応じて制限額を適時引き上げていくといふふうに考えておりますが、やはり国の資金といふ性格を考えまして、臨調答申にもありますように、当面その統合運用の原則を守つた方がいいといたしましたといふふうに考えております。

○原田立君 郵政省としましては、既に簡保資金の運用につきまして数十年、戦後におきましても三十年を超える期間、現在三十二兆円の規模の自主運用をやつているわけでございます。郵政省内にはそれなりの人材も確保しております。私ども簡保の自主運用の経験者等の人材も既に確保しております。同時にまた、新しい職員の養成に取り組んでおるところでございます。

りながら運用に当たつてしまいたいといふうに
考へておる。

○原田立君 郵便局の国債窓口と同時に国債担保融資が行われることになるようありますが、銀行の場合、利率が九%と高いため担保融資を利用する人が少ない。郵便局で行うときはこの点を十分注意して、利用しやすいようにすべきであろうと思ふんでありますけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(中村泰三君)　おっしゃるとおり、民間の担保融資の利率につきましては、銀行と証券会社でも相当の開きがあるわけでありますけれども、私どもとしましては、その資金コストを賄うだけの利率、あるいは貸し付け事務のコストであるとか、あるいは金融自由化対策資金の運用として貸し付け担保の利率を考えなくちやならぬと、いうふうに考えております。

○原田立君 金融の自由化、特に金利自由化は世界的にもかなりのスピードで進展しております。欧米における金融自由化の状況はまちつと把握できなきっておられるだらうと思いますが、御説明いただきたいたい。

○政府委員(中村泰三君) 欧米諸国におきます金利の自由化は、それぞれもう既に完了いたしておりますが、各國別に見ますと、アメリカにおきましては、一九七三年の五月に、いわゆる大口定期預金、十万ドル以上でございますけれども、大口定期預金の金利が自由化されておりま

○政府委員(中村泰三君) 欧米諸国におきます金利の自由化は、それれもう既に完了いたしてゐるわけであります。が、各國別に見ますと、アメリカにおきましては、一九七三年の五月に、いわゆる大口定期預金、十万ドル以上でござりますけれども、大口定期預金の金利が自由化されておりまして、十万美元未満の小口預金金利は、一九八二年の五月に三年半以上の定期預金の自由化を皮切なりにしまして、段階的に小口預金の金利が自由化されております。そして、一九八三年の十月に預貯金金利のほぼ完全な自由化が完了いたしているのがアメリカの事情でございます。西ドイツにつきましては、一九六三年の三月から期間二年半以上の預金金利を自由化しております。一九六七年

年の四月に全部預金金利が自由化になっておりま
す。一九七一年の十月二大手市中

銀行の預貸金利協定を撤廃するという形で預金金利の自由化が実施をされております。いずれの国におきましてもほとんど大きな混乱なく比較的マーズにこの金利の自由化が進んだというふうに承知をいたしております。

○原田立君 我が国においても六十年十月から段階的に進められ、大口定期、MMC、CDとい

○政府委員(中村泰三君) 既に大口定期預金に(「大口預金金利の自由化は第四次まで完了し、」)米首脳会議の共同発表により、この秋、第五次自由化措置を実施することになつたと報道されておりますが、第五次自由化措置は具体的にどういふ内容なのか、お伺いしたい。

月から一億という状況になつております。
それから、MMCにつきましては、五千万円なら
スタートしまして、この四月六日で二千万円に
まで下がつているわけがありますが、新聞の報道
するところによりますと、この秋に一層の引き下
げ、一千万程度にまで引き下げるんじゃないかな
いう模様でござります。

○原田立君 第五次の自由化措置が実施されると、今後は大衆の貯蓄も含めた小口預金の金利自由化が焦点となつてまいります。郵政省の郵便局に於ける調査研究会、これの報告書もありましたが、今後どのように進めていかれるのか、お伺いしたい。

○政府委員(中村泰三君) 預貯金金利の自由化につきましては先ほど申し上げましたように、大口預金から順次進展をしていいわけでありますが、昨年のアクションプログラムによりまでも、大口に引き続いだ小口の預貯金金利の自由化に取り組んでいくことになつておりますが、小口預貯金金利につきましてもその自由化目前に迫っているというふうに私どもも考えております。

四

若干高進にもを促進どもとに積極まいらして、

○原田 協議を付制限局扱いができるまた法なのが
○政府 しまし

なぜ法
と思
わば郵
ことで
て、購
的な資
た国債

付けを
ら、そ
限定期
○原田
つてお
額面金

○ 政府 ろうと か。
面金額の す。 ○ 原田

より金利が自由化しますと、金利

になつておりますて、預金者の利益の
なりますし、またそのことが金融の効率
することになるわけでありますから、
うれば、小口預金者の利益を増進するた
にこの小口預貯金の自由化に取り組ん
くちやならぬというふうに考えており
藏省とも具体的な展望を明らかにすべ

たしているところでござります。
上着 郵便貯金法の改正によつて預金者が
預金が二百万円に引き上げられ、さらに郵
便の国債等を担保として貸し付けを行う制
度のあります。一体その理由は何かある
のであります。その他の団体を除くとした理由は一体
どの他の団体を除くとした理由は一体

や団体を除いたかといううそ尋ねであろうが、国債を担保とする貸し付けは、民間局の場合、個人消化の促進を図るといふ便局で売らしていただくわけあります。需要におこたえする道として、お売り

上署 貸付制限類は一人二百万円までと
りますが、貸付金額は担保とする国債等
の何割とするのか、その点はいかがで
していただいたわけでござります。

支那(中村泰三君) 担保掛け目の問題で
心いますが、利付國債につきましては額
へ〇%，それから割引債につきましては
の六〇%とする予定でござります。
立君 進学積立貯金についてお伺いし

していますが、発足当初から郵便局による進学奨励金の実績を見ると、年々減少をしておりま

す。六十一年四月期入学は五十四年と比べると三分の一までにもなつております。いろいろ研究をされているだらうと思ひますが、こういう減少の傾向にある郵貯貸し付け、どういうふうに御認識なさつておられるか。また、国金の方は、五十四年四月から見ると、現在はもう三倍以上にもなつている。これは制度的に見て少し欠陥があるんだよなあ、そこもね、そつ気ま、ふうで

○政府委員(中村泰三君) 郵便局の進学積立貯金の利用は確かに減少傾向にあるわけでありますけれども、その原因といたしましては、積立金額の範囲内で貸付金額が決まるわけで、同額の貸し付けが決まるわけですが、最高五十四万円でございまして、制度創設以来貸付限度額が据え置かれておるというような事情もございますし、また進学するにあたってどう思ふか。

積立貯金制度を創設した前後から民間金融機関で
おきましても教育ローンというのが非常にたくさ
ん創設をされまして、民間の場合には利用者は積
み立て不要、あるいは無担保で三百万円程度借り
入れができるというようなことで、非常に民間会
員機関での利便が向上しているといったようなこ
とが郵便貯金の利用の減少を招いているようによ
います。私どもでできるだけ内容の検討をいたし
まして、この改善方に努めてまいりたいというこ
うに考えております。

○原田立君 改善する方に努力すると、結論的な
ところそとはつきり聞きましたから、これはそら
いう方向で今後研究してください。

積立期間が一年から三年以内、一回の積立金が一万円から四万五千円までとなっておりますが、積立額は最高五十四万円までで、融資額は五十四万円、学校入学時には最高百八万円までの準備ができることになりますが、積立金と融資額をさらに引き上げられないのかどうか。要するに制度発足当時と比較すると諸般の値上がりが大きくて、入学金、授業料等の大額アップがあり、現

在、大学入学にも百五十万から二百万円というふうなお金がかかつております。九年前の発足当時と比較しても、入学金・授業料等大幅にアップしておるわけですが、それにもかかわらず融資組が引き上げられないのは、進学積立郵便貯金に対する魅力が低下するのは当然であると思うのであります。

既に民間金融機関では、最高三百万円くらいまでの教育ローンが手軽に借りられるなど教育ローンにも力を入れております。郵便貯金でも百万円で積み立てて二百万円借りられるような魅力ある融資を導入すべき時期に来ているのではないか。さ

らに積立期間を長期に、一回の積立額を少なくするよう検討すべきではないか、こんなふうに思つてあります。が、先ほど局長から十分検討する、研究するというお話をあつたけれども、また再度今申し上げたようなことを含めて御答弁をいただきたい。

○委員長(高杉廸忠君) 現在の入学金などのくらいいあればいいかというようなことにも関係してくるかと思いますけれども、六十一年度の私立大学の入学者にかかる初年度の学生納付金の調査によりますと、医科系とか歯科系を除きますと、おむね百万円の用意があれば平均的な大学への初年度の納入金が貯えるというデータもあるんですね。ですが、先生御指摘の節でございますし、確かに利用が減りつつあるという実態を踏まえて、できるだけこの積立額だと今貸付額の引き上げ等につきましても検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○原田立君 大臣からいですか。
○大臣からいですか。
○委員長(高杉廸忠君) おこう。

○國務大臣（唐沢後二郎君）　ただいま先生から御指摘がありました件でござりますが、今後とも先生御指摘の積立額、貸付額の引き上げを含め、引き続き利用の実態や利用者のニーズに配意しながら幅広く制度の改善に努めてまいりたいと存じております。

○山中郁子君 今回の財金法の改正の一一番の焦点は、自主運用問題であると思いますけれども、この問題も含めて財金法の改正、それから国債窓口販売法によって預金者、つまり国民が具体的にどのような利益、まあメリットがあるのかということを端的にお尋ねしたいわけであります。

私は、預金者貸し付けの限度額が二百万円に引き上げられるという点を除けば、具体的なそのような預金者、国民党にとっての利益がこの法案にあるとは到底思えないのですが、けれども、御見解をまず伺いたいです。

○政府委員(中村泰三君) まず、自主運用の制度

でござりますけれども、この点につきましては、金融の自由化が急速に進んでまいっておりますし、既に大口の預金の金利の自由化というものはほとんど完了しようという段階に至っております。

高目になつておなりまして、預金者の利益につながつてゐることは間違ひのないところでございま
す。そうなりますと、小口の預貯金の金利の自由化というのも早晚これは避けられない道であろ
うと思ひますし、そうなりますと、民間の金融機
関と郵貯との間におきましても、サービス、商品
内容に差を設けるというわけにもまいりません
し、我々としましても小口預金の利用者にぜひと
もできるだけ有利な商品サービスを提供していくか
なくやらなければならないというふうに思つております。
そういう金融自由化に対応するためには、金利
の自由化に対応するために運用の面におきまし
て、やはり市場実勢を反映した金利が収納できる
ようなシステムをつくらなくやらねばならぬといふこ
とが、この自主運用の道を開く最大の目的でござ
います。

それからまた、国債の販売につきましては、現
在国債は非常な勢いで売れているわけですが、そ
れだけやはりお客様の要望も強い。長寿社会を迎
えるに当たりまして、個人の金融資産がだんだん
豊かになりますれば、郵便貯金の利用者もできる

だけ自分の金融資産の選択の幅を広げていきたいため、という要望も強いわけでありますから、そういう意味で国債等の販売も郵便局で取り扱わせていただきたいたいというのが趣旨でございます。

規定でありますけれども、これが改定される日を踏まえて決めるというふうに修正されました。私は、昨日来これらの方々が問題とされ、そして多くの質疑が行われたことはよく承知をしております。その上で、大変重要な問題でありますので、改めて伺うわけで

○國務大臣(唐沢俊二郎君) 今税制改正、所得税
ありますので、そのようにお受け取りください。
これは一体どういうことですか、わかりやすく
答えてください。五百万円にするんですか、しな
いんですか。で、どういうときになつたら五百万
円にするということなのか。郵政省の御見解を、
ぐだぐだ長いこと言わなくていいですから、私に
与えられた時間大変短いですから、わかるよう位
端的に答えていただければ結構です。

○政府委員(中村泰三君) 長年据え置きをされま
した預金総額の引き上げでございまして、私ども
としては五百万円に引き上げさせていただきたい
というふうに考えております。ただ、その施行日
に当たりましては、民間金融機関とのバランスに
配慮しなくちゃならないという事情がありますの
で、所得税法の改正の日を踏まえて政令で定める
ことといたしましたわけでございます。

○山中都子君 大臣にちょっとお答えいただきた
い。一体、それじゃいつするのか。見通しとして
はできないのか、どのように考えていらっしゃる
のか。

の税制改正でござりますから、税制改正につきましては、今衆議院に設置されます協議機関で検討をされるということになつております。そういうことでございまして、その結果を、成り行きを今見守つておるところでございます。

○山中都子君 昨日来から大臣がしばしば、今もそうですがれども、口にされる衆議院における税制協議機関なるものは、共産党を排除するなどして国民の声を広く反映できないものであります。到底国会の正規の機関とは言えないものであると私どもは判断をしております。もし議長あつせんに賛成した会派だけで院の機関を設置するなどと

いうことがまかり通るならば、議会制民主主義の全面的な否定につながりかねないものであるといふことを、余り大臣がしばしばそのようにおっしゃるから、私はそれを言わざるを得ない。全くの私的協議の場にすぎないではありませんか。私はしたがって、この協議機関の結果待ち、そして、

この協議機関の成り行きを見ながらと繰り返される大臣の答弁は道理に合わないばかりではなく、無責任きわまる姿勢であるということを強く指摘しておかざるを得ない。あえて申し上げます。それで、利子非課税制度が廃止されなければ五百万円には引き上げない。言いかえれば非課税制度の廃止と引きかえに五百万円にするという、そういうマル優制度の廃止が前提になった修正案だということは疑問の余地がないと私は思いますけれども、そのように理解してよろしいか。
○政府委員(中村泰三君) 法案の内容には一切触れておりませんので、先生御指摘のような御理解はいかがかと思っております。
○山中郁子君 いかがかと思うというのは、いかがだと思うのですか。つまり私が今伺ったのは、マル優制度の廃止、つまり施行期日を特定せず非課税貯蓄制度が改定される場合の施行日を踏まえてと、こうなっているね。非課税貯蓄制度が改定されるというのは、課税になるとということでしょう。非課税じゃなくて課税になるということです。それ以外の理解の仕方がほかにあります

か。いかがですか。

○政府委員(中村泰三君) 法文上の解釈は、改定の内容にまで触れているものではございませんから、先生のような非課税制度の廃止が前提になっているといふものではないというふうに考えておきます。

○山中都子君 それでは非課税貯蓄制度が改定されるというのは、どのように改定されることなのですか。

○政府委員(中村泰三君) 假定の問題でござりますので、ちょっとお答えは控えさせていただきたいといふに思います。

○山中都子君 そんな無責任なことがありますか。私が言っているようなことではないといながら、それじゃどうしたことなのかと聞けば、仮定の問題に答えられない。そんなばかばかしい無責任な答弁がありますか。大臣答えてください。

あなた、いいですよ、大臣に。そんな答弁何回聞いたってしようがないんだから、いいですよ。委員長、私は大臣の答弁を求めています。

○國務大臣(唐沢俊二郎君) 結局また同じことを申し上げて恐縮でございますが、衆議院に設置さる協議機関で今後御検討をいただくということでおざいますので、その御審議の成り行きを見守させていただきたいと思つております。

○山中都子君 私は、その衆議院に設置される協議機関なるものについて先ほど申し上げたことをもう一度大臣に反すうをしていてただくという以外にありません。まさにマル優制度の廃止が前提にあります。まさにマル優制度の廃止が前提になつてゐるといふ外のどのよな理解だつてであります。あなたのものになつてつくられた法案であるといふことです。

国債の問題はどうか。このことについてもお伺いをしたいと思いますけれども、これも既に御論議がありました。国債は特別マル優制度、すなわ

ち三百万までは無税という制度の適用を受けています。

○政府委員(中村泰三君) 郵便局で販売する国債につきましては、租税特別措置法第四条の特別マル優の適用の対象とはされおりません。

○山中都子君 適用がなければ、他の金融機関の窓口で販売されるものと比べて大きなハンディがありますよね。大変売りにくいものであるし、売れない。これはもう常識的に推察ができるものですけれども、どうしてこういうことになるんですか。

もう一度それでは、私はあわせて先ほどの局長の答弁との関連でもお伺いしたいけれども、あなた方は、他の金融機関とのバランスの問題もあるから、だから三百万から五百万にするという、その金額の実施をこういうふうに延ばす。つまり、他の金融機関とのバランスを失してはいけないか

ら延ばすんだと、こういうふうにもおつしゃつてゐる。だけれども、これはバランスがとれないことになりますよね、大変バランスがとれないことになる。どうしてこうのことになつたのか、あるいはこれらのことについてどういうふうにお考えになるのか。

○政府委員(中村泰三君) 国債窓販、郵便局で売り出します国債につきまして特別マル優の適用の対象とされていないということにつきましては、政府の方針としまして、今国会へ提出しました所

得税法の一部改正法案によりますと、特別マル優の廃止が決定をされて、それを内容としたものを御提案をさせていただいているわけであります。

そういう経緯がござりますので、郵便局の窓口販売を予定しております国債につきましても特別マル優の対象とされていながらあります。

○山中都子君 そのバランスが欠けるわけでしょ。金融機関は税金がつかない。そして郵便局で売り出すのは税金つき。先ほどあなたは国債を郵便局で貰えることが国民のニーズにこたえること

で、国民のメリットだなんということをおつしゃつたけれども、税金つきの国債を買わされるのがあります。

○政府委員(中村泰三君) 現時点におきましても、金つき国債であるかどうかということはまだわからぬわけございまして、これは衆議院で設置されます協議機関の検討の審議を見守ることとしておるところでございます。

○山中都子君 それでは十月一日から売り出すことになつてゐるわけでしょう。そうしたら、それまで特別マル優制度はなくなるという判断をな

す。

○山中都子君 見守る、見守らないというのは全然別の話で、私が伺つてゐるのは、十月一日から売り出すことになつてゐるけれども、それまでに

いるということではございませんで、今はこの税制改革に関する協議機関の審議がどうなるのか、それを見守る以外にないという立場でございま

す。

○政府委員(中村泰三君) そういう判断をして

いるということではございませんで、今はこの税制改革に関する協議機関の審議がどうなるのか、それを見守る以外にないという立場でございま

す。

○山中都子君 見守る、見守らないといふことには

いうことなのか。だとすれば、なぜそれが国民の利益になるのか。そういうことをちょっと聞いて、納得のいくように説得できるようになります。

○政府委員(中村泰三君) 郵便局で国債を販売させていただく意義につきましては、先ほど申し上げましたように、それが課税であるとか非課税でありますから、そのこと自体は私は大変意義のあることであるというふうに考えているところであります。

一方、税制の問題がどうなるかということにつきましては、あくまでも税制に関する協議機関の検討にゆだねられている段階でございますので、一日も早くこれが実施させていただきたい。ただ、税制に関する立場からどうなるのかということについてはお答えできない立場でございます。

○國務大臣(唐沢俊二郎君) 国債の窓販といふのは、もう局長がたびたび申し上げておりますように、預金者の金融資産形成の選択の幅を広げるという意味で、数年来郵政省の重要施策として要求しておった問題でござりますので、一日も早くこれを実施させていただきたい。ただ、税制に関する立場から買う分だけはやっぱり税金がつくんですか。

郵便局の場合も適用されるような制度改革が行われるというふうに考えていらっしゃるんですか。

つまり、それらのことについてあなた方はどういふふうに考えておられるのかということを伺つておる。そういうことについてあなたの方のちゃんと

いる。そういうふうに考えていらつしやるんですか。

○山中都子君 つまづいた見通しなり見解がなければ、国債の窓口販売を郵便局ができるということが国民の利益になるんだと言えないじやないと言ふの。

もう一度改めて聞くから、大臣からもらひんと答えていただきたい。

つまり、この特別マル優制度はなくなるといふことです。

○山中都子君 判断か、十月一日までに。あるいはそれとも郵便局の場合も適用されるような制度改正、つまり租税特別措置法の改正か何かが行われるはずだと思つておられるのか。それとも両方とも不可能だと

いうことなのか。だとすれば、なぜそれが国民の利益になるのか。そういうことをちょっと聞いて、納得のいくように説得できるようになります。

○政府委員(中村泰三君) 郵便局で国債を販売させていただく意義につきましては、先ほど申し上げましたように、それが課税であるとか非課税でありますから、そのこと自体は私は大変意義のあることであるというふうに考えているところであります。

一方、税制の問題がどうなるかということにつきましては、あくまでも税制に関する協議機関の検討にゆだねられている段階でございますので、一日も早くこれが実施させていただきたい。ただ、税制に関する立場から買う分だけはやっぱり税金がつくんですか。

郵便局の場合も適用されるような制度改革が行われるというふうに考えていらっしゃるんですか。

つまり、それらのことについてあなた方はどういふふうに考えておられるのかということを伺つておる。そういうことについてあなたの方のちゃんと

いる。そういうふうに考えていらつしやるんですか。

○山中都子君 つまづいた見通しなり見解がなければ、国債の窓口販売を郵便局ができるということが国民の利益になるんだと言えないじやないと言ふの。

もう一度改めて聞くから、大臣からもらひんと答えていただきたい。

つまり、この特別マル優制度はなくなるといふことです。

○山中都子君 判断か、十月一日までに。あるいはそれとも郵便局の場合も適用されるような制度改正、つまり租税特別措置法の改正か何かが行われるはずだと思つておられるのか。それとも両方とも不可能だと

国債よりも、買う方からいえば不利な商品になるわけですから、そういう商品は売れ行きが悪いということが当然考へられるわけあります。売れたところは郵政省が買うことになるというようなお話でありますけれども、そうですか。

○政府委員(中村泰三君) 郵政省としまして募集の取り扱いをしてできるだけ完売に努めたい、また完売できるものであるという考え方でございますけれども、そういう募集の残が生ずれば金融自由化対策資金でこれを引き受けるということにいたしております。

○山中郁子君 大騒ぎして国債の販売をやるとか、そういうことでもつてふたあけてみたら全額税金つきの国債で、そして大量に売れ残って、それで買い取らなきやならない、一体何をやつてきたのかという結果になるんですが、これは結局、国債の窓口販売そのものが特別マル優制度の廃止を前提にしていただから、そういうことに結局帰着ますように、国債を郵便局で販売をさせていただきたいということにつきましては、国民の御要望、それからまた国の立場から考えましても円滑な消化、安定的な消化ということを考えまして、この制度をぜひ実施したいというふうに考えていいるわけでございまして、先生御指摘のようないわゆるいう仮定のお話でありますと、そういう事情が生ずる場合には、確かに民間と郵便局の国債との間に商品性の差異があるというようなこともありますので、その販売方法に当たりますと、私ども慎重に検討していくかなくちやならないといふには考えております。

○山中郁子君 万一一の仮定なんて言っているんじゃないんです。関係があるんでしようつて伺つているのね。関係があるからこそこんな問題が起きてくるんですよ。あなた方が苦しい答弁をしなきやならないような事態が出てくるわけでしょう。この法案が国民が反対するマル優制度の廃止を、それを前提にしてつくられたものであるからだ。

からそのとおりに事態があなた方が望んだようになります。この問題をめぐつて立ち起つていては、あるいはシナリオを書いたように進行していく事態なんですよ。私はこのようなマル優制度の廃止前提の法案で、また小口預金者に大変しわ寄せがさまざまな形でいく、これは既に衆議院でいろいろ面から明らかにいたしましたけれども、こういふうした国債の窓口販売法には反対であることを申し上げております。

大臣にこれはきつちりとお答えをいただきたいんですけど、これも多くの委員の方がおつしやいました。売上税などの税制関連法案が廃案になろうとしているわけですから、これは大変結構なこと。だけれども、中曾根さんは直間比率の見直しなどと称して間接税をまた持ち込もうとした問題である。

そこで、私は大臣にはつきりお伺いをしたいんだけれども、大臣は、昨年の同時選挙のときに、あなたの自身候補者の一人として、選挙公報にも大型間接税は反対だと、少額貯蓄優遇制度は維持するという公約を掲げておられました。その公約にさかのぼって今私が申し上げるまでもなく、昨年來の委員会でもその先頭に立つて闘うということを何回も披瀝をされました。それがころつと変わりますね、賛成になったと、非課税制度の廃止も認めるという態度をとられたわけでありますけれども、今この大事な時期に当たつて、あなたはその二つの公約、この委員会でも繰り返し約束をされた立場、そうしたものはどういうふうにどこで変わったのか、あるいは変わつてないのか、今後もマル優制度は守っていくよう頑張るといふうにおっしゃるのか、ここのこところはつきりしていただきたい。

○國務大臣(唐沢俊二郎君) 去年の選挙の公約の

お話を出たわけでございますが、確かに今言われましたように、私はいわゆる大型間接税と申してお反対する、それから少額貯蓄優遇制度を維持するとして、私の申しておりますいわゆる大型間接税と申しておきます。

それからもう一つの方は、少額貯蓄優遇制度と申しておきました。この中には確かに税制も入るでございましょうが、もつと広い意味で言つておるわけでございます。先ほども先生方が少額の預金者を大事にしろというお話をございまして、全く私も同じ意見でございまして、その例として、定額貯金も公定歩合の引き下げよりも幅の狭い〇・三七%の引き下げにとめたわけであります。

それからもう一つの方は、少額貯蓄優遇制度と申しておきました。この中には確かに税制も入るでございましょうが、もつと広い意味で言つておるわけでございます。先ほども先生方が少額の預金者を大事にしろというお話をございまして、全く私も同じ意見でございまして、その例として、定額貯金も公定歩合の引き下げよりも幅の狭い〇・三七%の引き下げにとめたわけであります。

そこで、私は大臣にはつきりお伺いをしたいんだけれども、大臣は、昨年の同時選挙のときに、あなたの自身候補者の一人として、選挙公報にも大型間接税は反対だと、少額貯蓄優遇制度は維持するという公約を掲げておられました。その公約にさかのぼって今私が申し上げるまでもなく、昨年來の委員会でもその先頭に立つて闘うということを何回も披瀬をされました。それがころつと変わりますね、賛成になったと、非課税制度の廃止も認めるという態度をとられたわけでありますけれども、今この大事な時期に当たつて、あなたはその二つの公約、この委員会でも繰り返し約束をされた立場、そうしたものはどういうふうにどこで変わったのか、あるいは変わつてないのか、今後もマル優制度は守っていくよう頑張るといふうにおっしゃるのか、ここのこところはつきりしていただきたい。

○山中郁子君 あなたは、あれだけ中曾根さんが公約違反をしたということで大きな国民の怒りを買つて、うそとペテンの中曾根政治と言われ、それであの地方政府の結果が生まれたということがあります。自主運用、こういうものも大いに活用させていただいて、高利、有利に運用いたしまして、小口の預金者の利益の増進に邁進をしてまいりましたが、今後とも少額貯蓄の優遇制度といふことは私は今後とも守っていくべきであるし、少額貯蓄の預金者の利益の増進には今後とも一生懸命努力をしてまいりたい。今度お認めいただきたい、このように考へておられます。それから郵便の非課税制度を存続するその範囲が次第に広がりまして、六十五歳以上の老年寄りとか母子家庭、身体障害者今まで広げていただいたということが一つ。もう一つは、国民から非常に強い御希望、御要望のありました所得税の大額な減税をすると、そのためにはいたし方ないという観点から、結果的に私はそのように決断をした次第でございました。

○山中郁子君 それに関連してでありますけれども、昨日社会党の及川委員の質問を仄聞しましたところ、十二月の五日付で党と――自民党です、それと政府の合意ということで、こういう文書が来たというお話をありました。要求もしないのに持つてきただいう御発言だったと伺いました。私どもそういうのを余り見たことがないから、どういうもののかと言つて、郵便局に見せてくれと言つてこれをいたしました。「郵便貯金非課税税

制度の改定に際しての政府・党合意」となつてお
りまして、「郵便貯金の非課税制度が改定され、一
律分離課税制度が導入されるに当たっては、国民
生活、財政・金融・経済の安定及び郵便貯金事業
の健全な経営を図るため、左記の措置を講じること
とし、そのために必要な関係法律案を次期通常
国会に提出することとする。」と、こうなつてお
りまして、そして自由民主党幹事長以下ずらつ
と、内閣官房長官、大蔵大臣、郵政大臣唐沢俊二
郎と、こうなつている文書でありました。この中
身について、今私はつぶさに細かく郵政大臣並び
に郵政省に伺う時間の余裕がないのが大変残念で
ありますけれども、それはまたいづれかの機会に
譲るといつしまして、一つだけはつきりさせてい
ただきたいことがある。

こういう文書は、郵政省として一部の政党にだ
け渡すのでありますか、それとも一部の政党にだ
け渡さない、そういうことをおやりになると、そ
れからもそういうことをおやりになつて、こ
うことなのでありますか、はつきりお答えい
ただきたい。

○政府委員(中村泰三君) そういった考え方ばござ
いません。

○山中郁子君 考えがなくとも現実にこの問題
は、事態ありました。私どもは少なくともこれは
いただいておりません。どういうことなんですか、これは。

○政府委員(中村泰三君) 十二月の何日でござ
いましたか、十日前後だったと記憶しております
が、社会党の通信部会の方から経過の説明をしろ
という御要請がございましたので、その間の経過
を説明するための資料をいたしまして配付をさせ
ていただきたいわけございまして、その政府・党
合意につきましては、これはマスコミ等にも報道
されておりまして、記者クラブにも配付をされて
いるものでございます。したがいまして、御要望
がありましたから資料として配付をしたものでご
ります。

○山中郁子君 要望もしないのに持つてきたとい

う御発言がありました。そのことを私とやかく今
言うつもりはありません。マスコミで中身が報道
されているなんということも百も承知です。そん
なことと言つてないんですね。じゃ、社会党にだ
け渡したんですか。私はもうこれ以上このことに
ついて時間をとるつもりはありませんけれども、
申し上げましたように、この問題は、この当時通
信委員会で大きな議論になつてましたよ、何
回も皆さんおつしやるよう。そして決議をす
るしないということで理事会でもたくさん論議が
あつたんです。その時期に各党がそれぞれみんな
説明も要求しておりました。私どもも要求してお
りました。そういうことをなさるということは、
郵政省としてはならないことだと思うんです。
よ。こういうことを社会党に、特定の一部の政党
にお渡しになるなら、何で各委員に全部渡さない
んですか。今後の問題としてだけでは区切つて
結構でござりますから、郵政大臣からきちんとし
た御見解を伺いたいところであります。郵政大臣
からちゃんととした御見解を伺いたい。

○国務大臣(唐沢俊二郎君) 私はよく事実関係を
存じませんけれども、今後とも御要望のありまし
た皆様に対しまして資料はちゃんと配付してまい
りたい、このように考えております。

○山中郁子君 これで終わります。

私が申し上げているのは、郵政省がこういう重
要なもの、あなたが方針転換したという、こう
いう声明書みたいなもんですね。これで勘弁し
てくださいというようなものでしょ、きっと
ね。そういう重要なものを、あの政治的状況のも
とで一部の政党にだけ配るというようなことは今
後ともおやりになるのですか。そんなことをして
はならないでしょ、ということを私は申し上げて
いるんで、誠意がある御答弁を聞かせていただか
なければなりません。

○国務大臣(唐沢俊二郎君) 私はいろんな事実は
知りませんけれども、そのような考えは毛頭持つ
ております。

○山中郁子君 終わります。

○橋本孝一郎君 この三法に限つていきますと、
我々はもう落ち穂拾いみたいになるんですけど、それ
も、ちょっとくどいようですが、ちょっとわかる
なことと言つてないんですね。じゃ、社会党にだ
け渡したんですか。私はもうこれ以上このことに
ついて時間をとるつもりはありませんけれども、
申し上げましたように、この問題は、この当時通
信委員会で大きな議論になつてましたよ、何
回も皆さんおつしやるよう。そして決議をす
るしないということで理事会でもたくさん論議が
あつたんです。その時期に各党がそれぞれみんな
説明も要求しておりました。私どもも要求してお
りました。そういうことをなさるということは、
郵政省としてはならないことだと思うんです。
よ。こういうことを社会党に、特定の一部の政党
にお渡しになるなら、何で各委員に全部渡さない
んですか。今後の問題としてだけでは区切つて
結構でござりますから、郵政大臣からきちんとし
た御見解を伺いたいところであります。郵政大臣
からちゃんととした御見解を伺いたい。

○国務大臣(唐沢俊二郎君) 私はよく事実関係を
存じませんけれども、今後とも御要望のありまし
た皆様に対しまして資料はちゃんと配付してまい
りたい、このように考えております。

○山中郁子君 これで終わります。

私が申し上げているのは、郵政省がこういう重
要なもの、あなたが方針転換したという、こう
いう声明書みたいなもんですね。これで勘弁し
てくださいというようなものでしょ、きっと
ね。そういう重要なものを、あの政治的状況のも
とで一部の政党にだけ配るというようなことは今
後ともおやりになるのですか。そんなことをして
はそれではよろしいのですけれども、それ以外の要
素があつてできなかつたのか。あつたら教えてく
ださい。

○政府委員(中村泰三君) 衆議院におきまして修
正をされました趣旨というのは、民間金融機関と
のアンバランスが生じることによって、金融秩序
に無用の混亂が生じることを避けるための調整の
意味でこのような改正が行われたというふうに私
は思っております。

○政府委員(中村泰三君) 昨年の暮れ五百万円に
引き上げることが決まりました政府部内での調整
におきましては、民間金融機関におきましても、
引き上げることが決まりました政府部内での調整
においては、民間金融機関におきましても、
引き上げたときに済んでおるはずでしょ。た
だ、今度はマル優との関係でと、これややこし
い、ちょっと私にはわかりにくいような話にな
るだけであつて、問題は何にも理由はありません
よと、できたらば国民の願う限度額の引き上げを
やるというのが、私は郵政省としてるべき態度
ではないかと思つてます。

○政府委員(中村泰三君) 去年の暮れ五百万円に
引き上げることが決まりました政府部内での調整
においては、民間金融機関におきましても、
引き上げたときに済んでおるはずでしょ。た
だ、今度はマル優との関係でと、これややこし
い、ちょっと私にはわかりにくいような話にな
るだけであつて、問題は何にも理由はありません
よと、できたらば国民の願う限度額の引き上げを
やるというのが、私は郵政省としてるべき態度
ではないかと思つてます。

○橋本孝一郎君 金融との調整と、こうおつし
るんですけれども、じゃ五百万円に引き上げたと
きには金融との調整はどうだつたんですか。いわ
ゆる原案のときの五百万円は金融の調整は否定し
なかつたんですか。肯定していたわけでしょ。

だから五百万円という案ができるわけでしょ。
だから、それだって理由にならないわけなんです

よ。このあとの二つは初めて実現した。前のい
わゆる限度額というのは、経済環境の変化によ
つて、実績としてえてきておる実績があるわけな
んでしょ。しかも、今度は経済環境が変化した
ということにおいて五百万円を決められた。まだ
足らぬという御意見もありますけれども、だから
これ厳然たる非常に何ですか、バックデータを持
った法案なんですよ。単なるそういう絡みで変え
られるという、私問題じゃないと思う。しかし、
こうなつたんだからしようがあつませんから、私
は、そういう何にもバックグラウンドの変化がな
なかつたと。絡みではないとおつしやる御答弁も
ありましたけれども、事実経過からすればそう見
えるを得ないと思うんです。

そこで、限度額引き上げの理由について、今ま
での御答弁でもよくわかつておりますので、それ
以外の重要な理由があつたのかどうか。あつたな
れば教えていただきたい。今局長は、金融機関と
の云々というお話をちらつと出でいましたけれど
も、あるいは事務処理とか、いろいろなその他
の要素があつてできなかつたのか。ただ単に力闘
係だけにおいてできなかつたのならば、もうそれ
はそれでよろしいのですけれども、それ以外の要
素があつてできなかつたのか。あつたら教えてく
ださい。

○政府委員(中村泰三君) 衆議院におきまして修
正をされました趣旨というのは、民間金融機関と
のアンバランスが生じることによって、金融秩序
に無用の混亂が生じることを避けるための調整の
意味でこのような改正が行われたというふうに私
は思っております。

○政府委員(中村泰三君) 去年の暮れ五百万円に
引き上げることが決まりました政府部内での調整
においては、民間金融機関におきましても、
引き上げたときに済んでおるはずでしょ。た
だ、今度はマル優との関係でと、これややこし
い、ちょっと私にはわかりにくいような話にな
るだけであつて、問題は何にも理由はありません
よと、できたらば国民の願う限度額の引き上げを
やるというのが、私は郵政省としてるべき態度
ではないかと思つてます。

○政府委員(中村泰三君) 去年の暮れ五百万円に
引き上げることが決まりました政府部内での調整
においては、民間金融機関におきましても、
引き上げたときに済んでおるはずでしょ。た
だ、今度はマル優との関係でと、これややこし
い、ちょっと私にはわかりにくいような話にな
るだけであつて、問題は何にも理由はありません
よと、できたらば国民の願う限度額の引き上げを
やるというのが、私は郵政省としてるべき態度
ではないかと思つてます。

○橋本孝一郎君 これはもう明らかに見解の相違
といふか、むしろ矛盾ですか、もうこれ以上私
言いません。問題は、出せる機会があつたら、こ
の分だけは私出すべきだと思う。それが毅然た
る郵政省の態度だと想う。

それから、ちょっとあと郵便事業の関係で、
二、三意見も申し上げたい関係で、郵便局の用途
別利用状況というのを、これ通告してありません

から、いきなり言つても、事務局跳び上がつちゃいけませんので、私ちよつと持つておる、これ全郵政のあるんすけれども、これでちよつと状況を言つておきますと、これは実施対象は郵便局、局が選定したお客様ですが、対面調査でやつておられます。それで六十二年一月の間に二日間実施するということで、地域別では県庁所在地の都市とそれから地方都市、それから過疎都市、この三つに分けてやつておりますが、郵便局の用途別利用状況からいきますと、一番多いのが、どの地域でも郵便貯金なんです。ちなみに申し上げますと、県庁所在地で郵便貯金のいわゆる利用率というのが二九%。これ圧倒的に高いです。その次が切手、印紙、はがき購入が二五%。この三地域をトータルしますと、郵便貯金関係の利用が一番多くて二九・二%、こういうふうになつております。それだけに郵便貯金というものを中心にした郵便局の果たしている役割、あるいはまた国民の期待といふものもそこら辺に一つの視点を当てて見ていかなければならぬと思うんです。そういう点からまいりまして、貸付限度額の引き上げですが、これは定期預金を担保にしてやる非常にかたい貸し付けでありまして、今までは百万円だつたんですが、二百万円にした場合のいわゆる貸付金額による増加額というのはどの程度見込んでおられるんですか、前の百万円との比較において。

○政府委員(中村泰三君) 預金者貸し付けの利用

状況でござりますけれども、六十年度のデータで見ますと件数で一千二百萬件、金額にして一兆四千八百億円の御利用がございました。その貸付限度額を二百万円に引き上げた場合にはどの程度増加が見込まれるかという御質問でございますけれども、ゆうゆうローンといふのは、従来の貸付額の引き上げは何度かございましたが、この貸付額の引き上げの際には顕著な利用の増加は見られておりません。安定的に増加をいたしているわけでございまして、預金者の方がいろんな目的にこのゆうゆうローンを御利用になつておるものですか

から、どの程度、二百万円に引き上げることによつて増加が見込まれるかということの推計は正直申し上げまして困難でございます。

ただ、六割くらいの利用者が二百万円に引き上げてくれという御希望もありますし、また、現在の貸付限度額百万円に近い額の利用が多い。七十万円以上の利用者が一五%も占めるといったようなデータもございます。また、今は大変低金利でございます。だから、高金利の時代の定期性の貯金はそのままにしておいて、一時的な資金需要には、ゆうゆうローンを利用しようといったようなお客様も多いと思ひますので、二百万円に引き上げることによりまして利便性が増し、利用が促進されるのではないかということは予想されるわけですが、具体的にどのくらいかということについては推計困難でございます。

○橋本孝一郎君 貸し付けだけに絞つておきますと、もう一つ国債担保貸し付け、これもやはり国债窓口との関連で新設されていくようあります。が、非常に国債、余り今の見通しではよくないような状況でござりますけれども、少しでもそれをカバーできるとするならば、貸付限度額の問題が一つ出てくるんじゃないかと思うんです。特に郵便局は全国でもう二万三千という店舗があつて、市町村の中心部以外にも散在しておる。庶民にとっては、銀行とかあるいは証券会社より郵便局の方が利用しやすいというのが非常に実態であります。するし、それぞれの局員の方の努力によつてそういう状況が出てきておるんだと思います。したがつて、長期の国債を購入した場合の国債担保貸付制度を利用する可能性が大になつてくるんじゃないかなあ。また、それを一つの引きかえというと、そういう利便性も見るとするならば、二百万円じゃなくて、もつと貸付金額の引き上げをすべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょ。

○政府委員(中村泰三君) 担保貸し付けの制度と

いうのは郵便局で国債を買われる人の、お客様のか、いろいろ慎重に検討をしていかなくてはならない難しい問題がございますので、先生御指摘の

ます。
先生御指摘の二百万円でなくともっと増額すればいいじゃないかという御意見でござりますが、やはりこれも民間金融機関の担保貸し付けというものが二百万円でございまして、その辺のバランスを考えて二百万円という制限額にさせていただいているわけでございます。

○橋本孝一郎君 民間絡みもそうでありますけれども、ハンディがついているんなら、こういうところではね返すような方法も一つではないかと思ひます。

○橋本孝一郎君 貸し付け関係で、ちょっとこれは法案とは関係ありませんけれども、意見として申し上げておきたいのですけれども、一般貸付制度をもつと拡大したらどうか。これは御意見だけお聞きしておきたいんですね。けれども、例えば住宅貸し付けあるいは普通貸し付け、これは郵便局を利用しておる人が対象ですね。今でもありますけれども、もつといろいろなよい商品をつくつて、いわゆる一般貸付制度によつて、このごろ大分下火になつておりますけれども、あのサラ金のあいう対策の一

つとしても、庶民金融としてある一定の枠が預けられると、それの倍額ぐらいはある一定年限借りられますといった、それこそ国家がやつているわけですから、国民救済という意味においてですね、そういう新しい商品を研究なさつておる実績なんかはございませんでしょうか。

○政府委員(中村泰三君) サラ金の問題が非常に世間をにぎわせたときにも盛んにそのような御提案もございましたし、個人金融分野におきまして郵便貯金の果たす役割というものが大変大きい意義を考えますと、個人に融資する道はないかといふふうに考えております。

ただ、新しくそういう貸付業務を行うということになりますと、担保の保全の問題でありますとか、貸し付けに際しての審査の問題でありますとか、いろいろ慎重に検討をしていかなくてはならない難しい問題がございますので、先生御指摘の

点も踏まえまして、今後の検討課題にさせていたいと思います。

だいたいというふうに思つておるわけであります。

○橋本孝一郎君 国債の販売についてちょっと私も触れておきたいのですが、販売方法を教えていただきたいのですが、郵便局の窓口においてやられると思うのですが、局も普通からいわゆる地方都市の特定郵便局というのですか、大小、規模が違いますので、それぞれ局別に割り当てをすると

ころなれば国債消化を専門にする部署ができるのかできないのか。この点はいわゆるノルマとの関係で非常に影響してくる問題が出てくると思いまして、その点ちょっとお伺いしたいと思いま

す。

○政府委員(中村泰三君) 国債の販売につきましては、郵便貯金業務を取り扱います普通局、特定局の窓口及び外務員によつて販売の事務に当たるということにしております。

ただ、気をつけなくてはならないのは、お客様に勧めたけれども、実際タマがないといいますか、申し込みがオーバーして御期待にこたえられないといふようなことになつても大変でございまるん一定の枠を各局に一応割り当てて、その範囲でそこのないような販売方法ができるように現在検討をいたしておりますところでございます。

○橋本孝一郎君 郵便局に限つて国債の購入限度額を一回五百万円とされていますね。ですから、これは例えば個人がA郵便局へ行つて買って、それでB郵便局へ行つて買えば一千万円買えるといふことになるわけですね。そういうやり方になると、それが結構なんでござりますけれども、実は私はそ

の逆が生じた場合にちよつと感ずるんですけれども、国債は今非常に売れ行きはいいとは言われておりませんけれども、そういうハンディもあるし心配してお尋ねするんですが、例えば自動車のセールスマントいうのは、売るということが本来

業務でありますから、どれだけ課せられようと、それを売ることが本来業務ですから問題ない。ところが、局あるいはパジョンがない、本来業務でない、いわゆる郵便局としては売る一つの商品、買つていただく商品なんだけれども、はつきりしたチームごとで競われるということになると、必ずそこにノルマを達成できない場合における職員、おれはいわゆる窓口においてこういうことをやるのが本来業務であって、それを売るのは、国債は本来業務でない、そうなつてきますと、非常に職場間でノルマに向かつての私はトラブルが出てくるような気がするんです。そういうことのないようにやると上ではおっしゃるんでしがれども、現場へいくと実際そういうものはそくなつちやうんです。

が、せっかくの従業員が、しかもやる気を出してやろうとする職場空気を非常にややこしい憂うつなものに持っていくことは、これは最初は必ず出でます。恐らく十年ぐらいないとそういうものは消化できないと私は思いますよ。だから、そのところはうまくやらないと、せっかくやる気になつておっても、そのこと一つによつて職場空気が悪くなつて、ややこしくなつてくるような気がしますので、実際現場の実態というのを見て、そういういわゆるノルマで厳しくなるといふようなことのないよう配慮をひとつお願いしておきたいと思います。特にこれは意見ですかね、答弁を要りません。

最後に、社会福祉事業を行う法人等に対する寄附金について、通常払い込み及び通常振りかえの料金を免除する必要は一体何なのか、また料金免除の対象とする法人または団体は具体的に何を考えておられますのか、お尋ねしたい。

○政府委員(中村泰三君) 現在通常払い込みの料金を免除いたしている場合は、灾害、天災等の場合に限られておりまして、社会福祉活動が活発に行われているにもかかわりませず、そういった配慮は現在のところはないわけでございます。これ

から長寿社会を迎えるまで、こうした国民の善意から発するさまざまな福祉活動を積極的に支援していくためにも、社会福祉増進を目的とした寄附金を送付するという場合には、通常払い込み等の料金を免除することが適切であるというふうに考えておられるところでございます。

料金免除の対象とする法人または団体といましましては、共同募金会、共同募金会連合会、それから日本赤十字社、その他社会福祉事業法の六十九条によりまして寄附金の募集について厚生大臣の許可を受けた法人または団体ということで、例えば日本盲人福祉研究会といったような団体の行います寄附活動について料金の免除を考えていきたいというふうに考えております。

○橋本幸一郎君 ありがとうございました。終わります。

○委員長(高杉迪忠君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、添田増太郎君が委員を辞任され、その補欠として関口恵造君が選任されました。

○青島幸男君 本日議題になつておりますこの三法について、まず私の賛否を明らかにしたいと思いますが、各党の委員の方々の御質問で実に明らかになつたんすけれども、郵便貯金法の一部を改正する法律案と郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律案、この二案は、海のものとも山のものともわからない、あいまいもござる税制改革に深くかかわり合つておりまして、その点各委員の御質問についても正当で合理的な答弁が一つもなされないということと、こういうものは法案として出てくること 자체私は理解に苦しむわけでして、これは明確に反対をいたす立場でございまして、それから郵便貯金法及び郵便振替法の一部を改正する法律案につきましては、一般の方々へのサービスを増すという意味から賛成をいたします。

それで、大変に残念なことでございますが、大

臣がマル優制度につきまして、ここで胸を張つて約束せられたことが、ころりとひっくり返つてしまつたことについて、私は大変遺憾に思つておりますし、それから、大臣の中曾根内閣の閣僚としての政治的責任と、閣議における大臣の責任などを追及して、再びここで論議を深く闘わしますと、ややこしい問題になりそうなので、非常に不満であるということだけを申し上げて、これ以上質問はいたしません。

○平野清君 きょうの三法につきまして質問に入る前に、きのう御質問申し上げました中で、ひとつ大学新聞の第三種郵便ぐらいは、ダイレクトメール並みに少し基準を緩めたらいいんじゃないかということを申し上げました。そうしましたら、大学でつくつております総合大学広報連絡会議というのがあるそなんでも、早速意見を聞いてみました。そうしましたら、四十年代には郵政省の方から各大学の広報室に一生懸命第三種郵便物をとるよう、郵便物をふやしてほしいという大変な勧説があつたそでございます。ところが、五十年代に入りましたて郵政の方の赤字もふえ、郵便物もふえてきた。大変ななか中身が厳しくなつてきた。それで、その一番大きな理由は、公共性がないということだったそでございます。大學新聞に公共性を持たせると言われましても、大學が父兄や同窓生や何かに送る新聞に一々公共性のある記事を一生懸命探して書くというのは大変困難だらうと思うんです。そういう意味で、厳しくなつてしまつて、十に及ぶ大学が第三種を取り消されてしまつたという経過があるそうです。そこへもつてきて、今度ダイレクトメールには三〇%の割引をするということを私きのう申し上げましたら、びっくり仰天いたしまして、何といふ郵政省の態度だ、これすべてお上の発想であつて、大変役人的な発想だというふうに言つております。これはお答え要りませんが、ただ各大学の広報連絡会議というものがそういう見解を持っているということをちょっとお知らせ申し上げております。

それに続いて、いま盛んに各都道府県から自動車税、軽自動車税、いろんな税金の納付書が来ております。この間のお話ですと、信書とダイレクトメールとの差がいろいろ論議されました。例えば自動車税の通知書は、あけてみますと、通信文何にも書いてありません。自動車税の納付通知書は、自動車番号が書いてあって、金額が書いてあって、それを郵便局もしくは金融機関へ持つて振り込むようになっている。これは信書なんでしょうか、ダイレクトメールなんでしょうか、ちょっとお聞かせください。

○政府委員成川富彦君) 担当の局長が……あ、今参りました。済みません。

○平野清君) それでは、質問も聞いていませんし、後にお答えいたぐことにして、次の質問をさしていただきます。時間もありませんから、いわゆるマル優制度の問題、売上税の問題、それによっていろんな論議がなされまして、もうきのうといい、きょうといい、大臣も局長さんも非常に答弁に窮するような質問が相次いでおりますけれども、私の方も先ほど共産党の先生がおっしゃいましたとおり、協議機関に入れていただいておりません。しかも、この税制問題協議機関は衆議院だけでございます。本来なら参議院の独自性を守る意味においても、ここで言う問題じゃないかもしれません、参議院においてもいわゆる税制問題の協議機関をつくって、両方を煮詰めて、衆参が最後に同時に協議をする、しかもミニ政党、ミニ会派についてはどうしても入れてもらえないなら意見を文書で出させるとか、そういうものが民主的政治のあり方だと私はあえて私見述べて、マル優の問題に入りたいと思います。

中曾根さんは売上税反対のあらしの中で、総理府広報を使って、大変な新聞広告を連日のように全国紙に展開をいたしました。例えば一読新聞をとりまして全七段、九百万近い部数ござりますから、広告料金、私、在社中の計算をいたしますと一回千七百万円になります。それを全国紙に出しております。恐らく何億円かの税金を使つ

て、売上税の問題を報告しておる。一つの問題を自分の総理府広報を使ってやるのはけしからぬといふ見解を総理府に申し上げましたら、あれは自民党の問題ではなくて政府の問題であるから、民放を使い、新聞を使い、多額の金額を投入して國民に理解を得ようと思ったということを言つておられたのか、ぜひお聞きしたい。

○政府委員(中村泰三君) 私ども郵便貯金の非課税制度の存続につきましては、郵政審議会の御答申をいただいたり、あるいは各種の団体、また当委員会等の御審議等を踏まえまして、貯蓄の重要な性にかんがみて、ぜひ存続をいたしたいというところで、いろいろのPRに努めてまいったわけであります。特に今、総額幾らのPRをしたかといふことにつきましては手元に資料がございませんが、私どもとすれば最善を尽くして努力をいたることは間違ひはございません。

○平野清君 そうしますと、総理府は国家的な政治的につきましては手元に資料がございませんが、私どもとすれば最善を尽くして努力をいたることは間違ひはございません。

○平野清君 そうしますと、総理府は国家的な政治的なPRをできると、こういうふうになつておられます。特に今、総額幾らのPRをしたかといふことにつきましては手元に資料がございませんが、私どもとすれば最善を尽くして努力をいたことは間違ひはございません。

○政府委員(中村泰三君) 私ども広報の媒体といたしまして、テレビとか新聞とかラジオとか、そういうマス媒体は使っておりませんし、政府の一體的な広報ということにはなかなか、まだ政府内で当時の状況からいたしますと調整ができるいなかつた問題でございますから、総理府にお願いするという性格のものではなかろうというふうに考えております。

○平野清君 多分そういうお答えだろうと思つていましたけれども、今後大きな問題のときは、手紙、文書、広報を担当する郵政省ですので、もつともつと国民に早くから理解が得られるようになります。広報活動に力を入れていたいと思いま

す。

例のいわゆる大臣の変心につきましては、大方の方が大臣を責めているらしいです。これ仄聞で大変申しわけないんです。二百時間に及ぶ自民党的討議だと、いろんなことがあったからやむを得ずあれしたんだ、でも仄聞しますと、大臣は中曾根さんから怒られたという説があるのでござります。要するに、政党内閣なんだから、内閣で決めたことはたとえ郵政大臣、自分の所信があつても、そこで反対することだけしからぬと何かおしゃりを受けたと聞いておりますが、本当でしょうか。

○国務大臣(唐沢俊一郎君) 私は先生方の御指導と御支援のもとに郵便貯金の非課税制度存続のために努力をしてまいりましたが、先ほど申し上げました経緯で最終的な決断をいたしたわけであります。

○平野清君 まあ朝から、きのうからずっとあれまでの広報を出してくれたところはやらなかつたんでしようか。

○政府委員(中村泰三君) 私ども広報の媒体といたしまして、テレビとか新聞とかラジオとか、そ

いると思うんですね。その二千万円をためるのに

さえ非課税から外されてしまふ、まことに非情な長年にわたつてシルバー預金、老後に備えて貯金をした場合、総額二千万円までは非課税にしろ、文化国家だろうと私は思います。そういう意味で、サラリーマン新党としては、

そのかわり絶対に老後の問題に限定しない限りそれがおろせないぐらい厳しい規制を設けて、シルバー預金をやれということを公にもし、闘つてまいりました。ところが郵政省がお出しになりました郵政行政要覧を見ましたら、六十一年度版に初

総理は非常に穏やかな人で、余り人をどなるといふことはいたしませんので、私もどなられたといつたことはありません。

○平野清君 まあ朝から、きのうからずっとあれまでの広報を出してくれたところはやらなかつたんでしようか。

○政府委員(中村泰三君) 昨年郵政省としまして、シルバープラン貯金を要求いたしたわけであつて、シルバープラン貯金を

なりますけれども、これは夫婦二人の平均余命等を勘査いたしまして、年金もいただきますし、その不足額を利子で補うというようなことを考えまし

て、お一人一千万までの非課税の貯金を設ければ大体生活費に不足することはないんじゃないかと

いう考え方で要求をいたしたところでござります。

○平野清君 確認いたしましたけれども、今一千円

円は非課税とおっしゃいましたが、本当にですか。○政府委員(中村泰三君) 昨年の要求は非課税の非課税問題がパアになりますと、その一千万円

非課税プランというものはどうなりますか。

○政府委員(中村泰三君) 昨年の予算要求におきまして、このシルバープラン貯金一千万円を要求いたしたわけがありますが、結果的には認められないと思います。その上に子供を育て、マイホームをつくり、老後の問題を考えたら、とても二千万円たまむを得ずあれしたんだ、でも仄聞しますと、大臣は中曾根さんから怒られたという説があるのでござります。要するに、政党内閣なんだから、内閣で決めたことはたとえ郵政大臣、自分の所信があつても、そこで反対することだけしからぬと何かおしゃりを受けたと聞いておりますが、本当でしょうか。

○国務大臣(唐沢俊一郎君) 私は先生方の御指導と御支援のもとに郵便貯金の非課税制度存続のために努力をしてまいりましたが、先ほど申し上げました経緯で最終的な決断をいたしたわけであります。

○平野清君 まあ朝から、きのうからずっとあれまでの広報を出してくれたところはやらなかつたんでしようか。

○政府委員(中村泰三君) 昨年郵政省としまして、シルバープラン貯金を

なりますけれども、これは夫婦二人の平均余命等を勘査いたしまして、年金もいただきますし、その不足額を利子で補うというようなことを考えまし

て、お一人一千万までの非課税の貯金を設ければ大体生活費に不足することはないんじゃないかと

いう考え方で要求をいたしたところでござります。

○平野清君 確認いたしましたけれども、今一千円

円は非課税とおっしゃいましたが、本当にですか。○政府委員(中村泰三君) 昨年の要求は非課税の非課税問題がパアになりますと、その一千万円

た

たところでござります。

これ以上言つてもなかなかからちが明きそもそも

りませんので、次に国債の問題に移らさせていた

だきます。

皆さんからもいろんな意見が出ました。郵便局で買えば税金がつくとか、いろんな問題がありましたから、そちらの方は諸先生のお述べになつた見解と私は同じですから、その取り扱いについてちょっと申し上げたいと思います。

ちょっと調べていただきましたら、私、この法案を見ますと、郵政省が初めて国債を販売するような形の法案になつていてますけれども、調べていただきましたら、明治二十八年から昭和二十六年まで郵便局の窓口で国債をちゃんと発行していたわけですね。特に戦時国債というものは郵便局が大きな役割を持つて、戦争国策の遂行のために果たした役割は大きいと聞いています。二十七年からなくなつたわけだそうですが、その戦時国債を含めて申し上げたいんですが、全国に一万八千あるか、一万九千あるかのように聞いています特定郵便局長さんは、既に御存じのとおり、大変地方の名士であり資産家でありますので、郵便局長さんが言われたことは、今までずっとと言われたところやつていくと、資産、財産の形成その他に大変役に立つてきている。局長さんの言うことを聞けば間違いはないということで、簡保の方も年金の方も六十年、七十年のあれだけの成績を上げたと思うんです。

今度また改めて国債を扱う。特定郵便局長さんが、勧めた皆さんに頭を下げたことが一回だけあると聞いたのは、いわゆる戦時国債。一生懸命局長に頼まれて買つたけれども、戦い終わつてインフレが来て、ほとんど金銭的な価値がなかつた。そのときはさすがの特定郵便局長さんたちも、みんなに謝つて歩いた。そういう歴史を持つてゐるわけです。今度郵便局で、特定郵便局長さんもある程度の国債を売る義務といいますか、いろいろな圧力が来ると思うんですねけれども、最後まで持つていれば元本は保証されますが、御存じのとおり、国債は途中で売つてしまえば、そのときの金利とかいろんな面で元本を割つてしまふことが多々あるわけです。そうしますと、今、特定郵便局制度がだんだんと変革しているときに、無理に

特定郵便局長さんが一生懸命国債を売って、その國債を買われた方が病氣その他でどうしても国債を売らざるを得なくなつたようなときに、特定郵便局のせっかく築き上げた地域との信頼感、局長への信頼感といふものが失われはしないかと、いうような危惧があるんですが、そういう点はいかがでしょうか。

○政府委員(中村泰三君) 先生御指摘のように、國債といえども債券市場の動向によりまして元本割れというような状態にもなり得るわけでございまして、償還時まで保管されれば確定利付で、これほど國債以上に安全な担保のかたいものはないわけでありますけれども、そういった途中で換金の必要が生ずるというような場合になりますと、時価によつて買い取りをするというようなことで、金融情勢いかんによれば不測の事態も生じかねないということです。

そういう意味では、特定郵便局長ばかりじゃなくして、郵便局の職員、國債の販売に当たります職員に十分な証券知識を持っていただきと同時に、お客様との間に将来國債の売買につきましてトラブルの起きることのないように十分研修も積み、訓練も積みまして、そういう事態の起ころうないように気をつけてまいりたいというふうに考えております。

○平野清君 ゼひそうしていただきたいと思います。

次の質問に移りますけれども、厚生年金、それから厚生年金基金というのが二つあるわけですがれども、きょうは厚生年金基金についてお伺いしたいわけですけれども、全国に対象者はどのぐらいいおありになるんですか。

○政府委員(中村泰三君) 六十二年五月一日のデータによりますと、全国で厚生年金基金数は一千五百九基金でございます。

○平野清君 大変な数だと思ふんですけども、お聞きしましたところ、その厚生年金基金を郵便局で受け取っている企業がわずか四十というふうに聞いております。それはなぜかと申しますと、

銀行を使いますと、月初めに銀行から、あなたの金額はどこどこ銀行に振り込みましたと一通のはがきが来れば済むわけです。郵便局にお願いしておきますと、まず月初めにその内容のはがきが来る。手紙が来る。その中に金額の書いたはがきが入っている。また来る。書留郵便が来る。その書留郵便を持って郵便局の窓口へ行って、判子を押して自分の口座に入れてもらう。大変ややこしい制度になっていると聞いております。なぜ郵便局だけがそういう面倒くさい処置をとらなきゃいけないわけですか。せっかくそれだけの多くの数の年金基金の加入者がいるんなら、すぐ近くにある特定郵便局で済むのを、面倒くさいという理由だけで電車やバスに乗つて銀行まで出向くといふよくなことになるわけですが、もつと何か積極的に一回で済むような方法がないものでしょうか。それから、企業に対してもつともっと違った形でPRをして、郵便局を活用していただければついでに何といいますか、小包も持っていくでしようと、切手も買うでしょうし、郵便局の人と口もきくでしようし、何か私は商売上手の割にはおかしいような気がしますが、どうでしょうか。

○政府委員(中村泰三君) 郵便局におきましても、郵便貯金のオンライン網が五十九年の三月に完成をいたしましたので、現在の状況ですと、この厚生年金基金を扱う企業が郵便局を御利用いただければ自動受け取りの方法がございますので、民間金融機関と同一のサービスができることがあります。そういう意味では、オンラインシステムの完成が民間金融機関に比べましておくれた事情もございまして、こういう自動受け取りのサービスができたのが五十八年の七月からでございまして、しかも全国展開をするのに非常に時間がかかったという状況になって、現在のところまだ導入基金数は四十基金しか導入されていないと便局におきましても、厚生年金基金を扱っている企業が御利用いただければ、その受給者の方も郵便貯金の口座に直接的に振り込まれるというサ

○平野清君 余り時間がありませんので、ちょっと加えますけれども、企業の經理担当者といいますか、給与担当者が、退職者に対しても銀行の方が便利ですよと言ふんだらうと思ふんです。だから、個々に当たられてもとても数がふえるわけじゃありませんので、給料は何々銀行だったら、こういう年金の方はひとつ郵便局の方にお願いをしたい、そういう大企業、中小企業の給与担当者とか、そういう者に積極的に働きかけるという努力を続けていただきたいと思います。

それから、次にちょっとともうけ話なんですけれども、公共料金がどんどんガス、水道、NHK、その他学校の授業料、自動振り落としといふのですか、振替口座になつております。一つの盲点は日刊紙だと思うんです。一番日本で大きい新聞、実際に日刊紙九百万部を持っているわけです。ごく最近、埼玉県のある町で、わざかまだけ万五千の販売店ですけれども、郵便局にお願いをしたら、購読料の自動引き落としをやつてくれるようになつた。購読者の方も大変便利だと喜んでいるわけです。私、これは日本で初めてかと思つて聞きましたら、静岡とかなんかで、ところどころでやつていらしゃると聞きました。朝日、読売合わせたって、二つだけでも千五百万部あるわけです。全国の新聞合わせれば、恐らく日刊紙三千万部か三千五百万部あると思うんです。普通料金二千八百円で、多分引き落としに郵政省がお取りになる金額は、ちょっとよくわかりませんけれども、二十円か二十五円もうけられるのではないかと思うんです。その金額をお掛けになればどれだけの収入になるか、莫大なものだというふうに私は考えます。そういう収入の新しい分野にもつと積極的に進めば商売繁盛ということもあるのではないかと思ひますが、その点御検討いただければと思ひます。いかがでしよう。

ございまして、私どもまだ御利用いただいていない販売店がたくさんございますので、もつと先生の意を体して利用勧奨に当たつてまいりたいというふうに考えております。

○平野清君 あと二分しかありませんので、先ほどのお答えをいただいて終わります。

○政府委員(富田徹郎君) 都道府県の納税通知書

のように大量に出します大口の利用の郵便がござりますが、こういうふうな納税通知書というものは、これは信書に該当するかどうかといいます

と、これは信書に該当いたします。というのは、特定の者にあてた特定の内容の通信文といふのは

信書に当たるわけでありまして、特に納税通知書なんかは一人一人納税額が違うというような意味で、非常にその内容に特定性がございますので、信書に該当すると思います。

こういうふうな大量に出された郵便物では、現在一〇分までの事前区分等の条件で割り引いておられますけれども、なお先生御指摘のように割り引けるかどうかについては今後とも検討してまいりたいと思いますが、現在御提案申し上げた郵便法の改正では、広告郵便物に限ってということにしておりまして、このカテゴリにはこの場合は入らないわけでございます。

なお、こういうふうな広告郵便物に限った趣旨は、広告郵便物は価格彈力性が働いて、安くなければそれだけまた量がふえるというメカニズムがあるだろうということを想定しているわけでありますが、こういう納税通知書のような郵便物はいかに大量でありますても、料金が安くなつた分だけまたたくさん出してもうえるというようなことにはないらしいという意味がありますので、苦しい郵便財政のことを考慮しながら慎重に検討をしていただきたいと考えておるわけであります。

○平野清君 一分しかありませんので、ちょっと言及させていただきますが、例えば自動車税見ても、六百万埼玉県に人口があります。恐らく二百五十五万台ぐらいあると思います。そこへ全部通知が行くわけですね。その納金先は郵便局でもいい

わけです。そうしたら、行き放しじゃなくて、当然郵便局にもその事務取扱いというのに入ると思いますし、地方自治体に少しサービスしておけば、大概地方自治体というのはお役所同士で、何か郵政省がやられるときには必ずお返しをするものだと思うんです。そういう気持ちで、全国で大変な教になるとと思うので、その日稼ぐことも結構ですけれども、将来稼げることもお考えになつた方がいいんじゃないかということを申し上げて、終わります。

○委員長(高杉通忠君) 他に御発言もなければ、三案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(高杉通忠君) 御異議ないと認めています。それでは、これより三案について討論に入ります。

○委員長(高杉通忠君) 他に御発言もなければ、三案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(高杉通忠君) 他に御発言もなければ、三案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

わけです。そうしたら、行き放しじゃなくて、馬鹿優制度の存続を主張する我が党としては、到底協議されることがないと思いますし、地方自治体のものではありません。そこで、この二法案が、いずれか郵政省がやられるときには必ずお返しをするものだと思うんです。そういう気持ちで、全国で大変な教になるとと思うので、その日稼ぐことも結構運をさらに助長しかねず、国営郵便機関としての本旨に反するものだからです。

この金融の自由化が、大口利用者の利益には沿うが、小口利用者の利益は損なうものであることをもたらす金融自由化を助長するという点から、この金融の自由化が、アメリカの実例によつても明白になつてゐるところであります。

も、我が党は既に衆議院の審議を通じても明らかにいたしましたし、アーヴィングの実例によつても明確な経営を確保するとともに、社会資本の充実等を図るために、地方公共団体への直接貸付など、資金運用制度をさらに改善充実すること。

一、金融自由化の恩恵を広く国民が享受できるよう、郵便貯金を含む小口預貯金事業の自由化の早期実現を図ることとし、当面、市場金利連動型郵便貯金を早急に導入すること。

一、金融自由化時代における為替貯金事業の健全な経営を確保するとともに、社会資本の充実等を図るために、地方公共団体への直接貸付など、資金運用制度をさらに改善充実すること。

一、多様化する国民のニーズに適切に対応するため、郵政三事業の各種サービスを組み合せた新商品などを早急に開発し提供するとともに、郵便貯金の預入限度額等の一層の引き上げを図ること。

一、金融の自由化・国際化・長寿社会の到来等、時代の新たな要請に応えるため、個人金融に関する調査研究体制を一層強化すること。

(する附帯決議案)

政府は、衆議院に設置される協議機関において協議されることとなつた少額貯蓄非課税制度について、郵便貯金を所掌する立場から重大な関心をもつとともに、現下の為替貯金事業をめぐる厳しい諸情勢に適切に対処するため、次の各項の実現に努めるべきである。

一、金利自由化の恩恵を広く国民が享受できるよう、郵便貯金を含む小口預貯金事業の自由化の早期実現を図ることとし、当面、市場金利連動型郵便貯金を早急に導入すること。

一、金融自由化時代における為替貯金事業の健全な経営を確保するとともに、社会資本の充実等を図るために、地方公共団体への直接貸付など、資金運用制度をさらに改善充実すること。

一、多様化する国民のニーズに適切に対応するため、郵政三事業の各種サービスを組み合せた新商品などを早急に開発し提供するとともに、郵便貯金の預入限度額等の一層の引き上げを図ること。

一、金融の自由化・国際化・長寿社会の到来等、時代の新たな要請に応えるため、個人金融に関する調査研究体制を一層強化すること。

(する附帯決議案)

だきまして、ただいま郵便貯金法の一部を改正する法律案を御可決いたしましたことに對し、厚く御礼を申し上げます。

この委員会の御審議を通じて承りました御意見につきましては、今後急替貯金事業を運営していく上で十分生かしてまいりたいと存じます。

また、ただいまの郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、今後その趣旨を十分尊重してまいりたいと存じます。

まことにありがとうございました。

○委員長(高杉迪忠君) 次に、郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高杉迪忠君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(高杉迪忠君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。が、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(高杉迪忠君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(高杉迪忠君) 次に、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案及び簡易郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案及び簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題といたしました。まず、政府から順次趣旨説明を聽取いたしました。唐沢郵政大臣。

○國務大臣(唐沢俊二郎君) 最初に、簡易生命保

險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近の我が国の経済情勢の動向にかんがみまして、簡易生命保険及び郵便年金の加入者の利益の増進を図るために、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金について、その運用範囲を拡大するとともに、簡易保険郵便年金福祉事業団において、これを借り入れて運用し、その利益を同特別会計に納付することとすること等を行おうとするものであります。

まず、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部改正の内容について申し上げます。

第一は、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金を簡易保険郵便年金福祉事業団に貸し付けることができます。これが可能となるため、同事業団をそのまま運用範囲に加えようとするものであります。

第二は、社債及び外國債に運用する積立金の額の限度は、それぞれ積立金総額の百分の十とされておりますが、これを百分の二十にしようとするものであります。

次に、簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部改正の内容について申し上げます。

第一は、簡易保険郵便年金福祉事業団に新たな目的を加えることであります。

現在同事業団は、簡易生命保険及び郵便年金の加入者福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行なうことの目的としておりますが、これに簡易生命保険事業及び郵便年金事業の健全な経営に資するために必要な業務を行うことを加えようとするものであります。

第二は、同事業団の業務に、簡易生命保険及び郵便年金特別会計から借り入れた資金の運用を行うことを加えようとするものであります。

第三は、その資金の運用については、国債等の有価証券の取得、預金もしくは貯金または金銭信託の方法により、安全かつ効率的に運用しなけれ

ばならないこととしようとするものであります。

第四は、新たな業務に係る経理及び簡易生命保険及び郵便年金特別会計への納付であります。新たな業務に係る経理については、現在の業務と区別して勘定を設け、この勘定において利益を生じたときは、これを簡易生命保険及び郵便年金特別会計に納付することとしようとするものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

次に、簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一は、終身保険及び郵便年金の加入者に対する保険内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における社会経済情勢の推移及び保険需要の動向にかんがみまして、簡易生命保険及び郵便年金の加入者に対する保険内容の充実または利便の向上を図るため、終身保険の制度を改善するとともに、証券等を貸付金の弁済に充てることができるることとすること等を行おうとするものであります。

まず、簡易生命保険法の一部改正の内容について申し上げます。

第一は、終身保険について、最近の長寿社会の進展にかんがみ、被保険者の常時の介護を要する身体障害の状態が一定期間継続したことにより保険金の支払いをすることができることとすることです。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十分散会

第二は、疾病傷害特約について、保障の充実を図るため、被保険者の疾病を直接の原因とする常時の介護を要する身体障害の状態に対し保険金の支払いをすることができることとすることです。

第三は、加入者の利便を図るため、証券等を保険契約者に対する貸付金の弁済に充てることができることがあります。

次に、郵便年金法の一部改正の内容について申上げます。

これは加入者の利便を図るため、証券等を年金契約者等に対する貸付金の弁済に充てることがであります。

なお、この法律の施行期日は、終身保険及び病傷害特約の制度の改善については公布の日から起算して一年六月を、証券等を貸付金の弁済に充てることができることとすることについては公布の日から起算して六月を超えない範囲内において一日としておりましたが、衆議院においてこれを一日としておりましたが、衆議院においてこれを公布の日とすることに修正されております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決ください。

○委員長(高杉迪忠君) 以上で両案の趣旨説明の改訂版は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

本日はこれにて散会いたします。

昭和六十二年六月六日印刷

昭和六十二年六月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D